



2 前項の規定により法第五条第四項の農用地外資格者である旨を明示しなければならない。

3 第一項の規定により同意を得る場合には、法第五条第二項の規定により公告した事項を記載した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を添付しておかなければならない。

第九條の二 法第五条第三項の協議は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一 当該土地改良事業の計画の概要を記載した書面

二 法第五条第二項の規定により公告すべき事項を記載した書面

第十條 法第五条第三項の協議における意見、同条第五項の意見及び同条第七項の同意は、書面又は電磁的方法により表示されなければならないものとする。

第十一條 法第六条第一項の規定による協議は、同項の規定による必要な資料、情報等の提供及び勧奨により当該農用地外資格者のうちなお同意をしない者の同意を得るように努めた後にすることを旨とするものとする。

第十二條 法第六条第四項の農林水産省令で定める者は、関係市町村長、農業委員会等に関する法律第四十三條第一項に規定する都道府県機構、都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）その他当該都道府県知事がその意見を聴くことを適当と認めたとする。

第十三條 法第七条第一項の規定により定める定款の記載事項中認可番号は記載しない。

第十四條 法第七条第一項の規定による認可の申請をするには、その申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 土地改良事業計画書及び定款
- 二 法第五条第二項の規定により公告した事項を記載した書面、同項並びに同条第四項及び第七項の同意があつたことを証する書面、同条第三項の協議における意見をすべて記載した書面、同条第五項の意見を記載した書面並びに同条第六項の承認があつたことを証する書面

三 当該土地改良事業の事業費の細目及び資金計画を記載した書面

四 業務の執行及び会計の経理に関する事項を記載した書面

第十四條の二 法第七条第一項の土地改良事業計画においては、目的及び次に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

この場合において、その土地改良事業の施行に係る地域を数区に分けたときは、第五号及び第八号に掲げる事項は各区分ごとに、その土地改良事業の施行に係る地域のうちに法第七条第四項の非農用地区域を含むときは、第三号及び第四号に掲げる事項は当該地域を当該非農用地区域とそれ以外の区域とに分けてそれぞれに、定めなければならない。

一 当該土地改良事業の施行に係る地域の所在、地積及び現況

二 当該土地改良事業の一般計画

三 主要工事計画

四 附帯工事計画

五 工事の着手及び完了の予定時期

六 土地改良施設（法第二条第二項第一号の土地改良施設をいう。以下同じ。）の管理の場合には、管理すべき施設の種類及び管理方法

七 環境との調和についての配慮に関する事項

八 換地計画を定める土地改良事業の場合には、換地計画の集団化の方針、土地の評価方法、清算方法その他当該換地計画を定めるために必要な基本的事項

九 事業費の総額及び内訳

十 農作物の増産、営農に要する労力の節減その他当該土地改良事業の施行により生ずる効果

2 法第七条第三項の農林水産省令で定める事項は、左に掲げるものとする。

一 当該土地改良事業の施行に係る地域を数区分に分けた場合には、その旨及びその理由

二 換地計画に係る地域の全部について工事が完了する以前に換地処分をする場合には、その旨及びその時期

三 他の事業との関係

四 現形図、計画図その他当該土地改良事業に関する図面

第十五條 法第八条第二項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書によるものとする。

- 一 当該土地改良事業の施行を必要と認める場合には、その理由及び必要の程度、不必要と認める場合には、その理由
- 二 当該土地改良事業の施行を技術的に可能と認める場合には、その理由、不可能と認める場合には、その理由、及びこれらの場合において更に適当な方法又は可能な方法があると認めるときは、その施行方法
- 三 当該土地改良事業を当該土地改良区が行うことの可否に関する技術的意見
- 四 当該土地改良事業のすべての効用と費用との比較及びこれらの算出基礎
- 五 当該土地改良事業が令第二条第四号の要件に適合しているかどうかについての意見
- 六 当該土地改良事業が法第七条第四項に規定する土地改良事業である場合には、当該土地改良事業計画において定められた非農用地区域が法第八条第五項各号に掲げる要件に適合しているかどうかについての意見
- 七 当該土地改良事業が環境との調和に配慮したものであるかどうかについての意見
- 八 当該土地改良事業の施行が他の事業と関係があると認められる場合には、関係のある事業間の調整方法についての意見
- 九 その他当該土地改良事業計画に記載された事項の当否及びその理由並びに不適当とする場合には、当該事項に代わるべき他の事項
- 十 当該土地改良事業によつて生ずべき土地改良施設がある場合には、その管理の方法に関する技術的意見

第十六條 法第八条第六項の規定による公告は、同項の規定により縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所を記載してするものとする。

第十七條 令第四条、第七十二条の四及び第七十二条の五において読み替えて準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号。以下「準用行政不服審査法施行令」という。）第八条（準用行政不服審査法施行令第十八条において読み替えて準用する場合を含む）に規定する方法によつて口頭意見陳述（法第九条第三項、第九十八条第七項及び第九十九条第九項（これらの規定を法の他の規定において準用する場合を含む））において準用する行政不

服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「準用行政不服審査法」という。）第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合には、審理関係人（準用行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいい、法第九十八条第三項（法第一百十一条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の異議の申出にあつては、異議の申出人及び準用行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人とする。以下この条並びに第十七条の三第一号及び第二号において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて審理員（準用行政不服審査法第十一条第三項に規定する審理員をいい、法第九十八条第三項に規定する審理員をいい、当該申出を受けた農業委員会又は関係農業委員会とする。第十七条の三各号において同じ。）が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

（送付に要する費用の納付方法）

第十七條の二 準用行政不服審査法施行令第十四条第一項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 郵便切手又は農林水産大臣が定めるこれに類する証券を納付する方法

二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により準用行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付の求めをした場合において、当該求めにより得られた納付情報により納付する方法

（審理員意見書の提出）

第十七條の三 準用行政不服審査法施行令第十六条の農林水産省令で定める書類は、次に掲げるもの（電磁的記録を含み、事件記録（準用行政不服審査法第四十一条第三項に規定する事件記録をいう。）に該当するものを除く。）とする。

一 審理関係人その他の関係人から審理員に対して行われた準用行政不服審査法第十三条第一項の許可の申請その他の通知

二 審理員が審理関係人その他の関係人に対して行つた準用行政不服審査法第十三条第一項の許可その他の通知

三 その他審理員が必要と認める書類

（審査に関する報告）

第十五條 法第八条第二項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書によるものとする。

一 当該土地改良事業の施行を必要と認める場合には、その理由及び必要の程度、不必要と認める場合には、その理由

二 当該土地改良事業の施行を技術的に可能と認める場合には、その理由、不可能と認める場合には、その理由、及びこれらの場合において更に適当な方法又は可能な方法があると認めるときは、その施行方法

三 当該土地改良事業を当該土地改良区が行うことの可否に関する技術的意見

四 当該土地改良事業のすべての効用と費用との比較及びこれらの算出基礎

五 当該土地改良事業が令第二条第四号の要件に適合しているかどうかについての意見

六 当該土地改良事業が法第七条第四項に規定する土地改良事業である場合には、当該土地改良事業計画において定められた非農用地区域が法第八条第五項各号に掲げる要件に適合しているかどうかについての意見

七 当該土地改良事業が環境との調和に配慮したものであるかどうかについての意見

八 当該土地改良事業の施行が他の事業と関係があると認められる場合には、関係のある事業間の調整方法についての意見

九 その他当該土地改良事業計画に記載された事項の当否及びその理由並びに不適当とする場合には、当該事項に代わるべき他の事項

十 当該土地改良事業によつて生ずべき土地改良施設がある場合には、その管理の方法に関する技術的意見

(認可番号)  
第十八条 法第十条第一項の認可は、認可番号を附しなくてはならない。

2 土地改良区の設立認可の申請人は、法第十条第一項の認可があつたときは、直ちに前項の認可番号を定款に記載しなければならない。  
(事務所の設置等)

第十九条 土地改良区の設立認可の申請人は、土地改良区が成立したときは、遅滞なく、事務所を設け、且つ、組合員名簿及び土地原簿を調製しなければならない。  
(事業年度)

第二十条 土地改良区の事業年度は、一年とする。

2 前項の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。ただし、特別の事情があるときは、九月一日から翌年八月三十一日までとすることができる。  
(事務引継)

第二十一条 理事が就任したときは、土地改良区の設立認可の申請人は、遅滞なく土地改良区に関する一切の事務及び書類帳簿をこれに引き継がなければならない。  
(役員就任の届出の手續)

第二十一条の二 法第十八条第三項又は第十二条の規定により役員が就任したときにおいて、同条第十七項の規定による届出をするには、当該役員の選任に係る選挙録又は総会の議事録の謄本を添付しなければならない。  
(土地改良区の理事の要件の例外)

第二十一条の三 法第十八条第五項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該土地改良区の地区内において耕作又は養畜の業務を営む組合員の数が、当該土地改良区の理事の定数に三を乗じて得た数を下回る場合
- 二 理事の定数の少なくとも五分の三が、当該土地改良区の組合員であり、かつ、次のいずれかに該当する者である場合
  - イ 耕作又は養畜の業務を営む者
  - ロ 耕作又は養畜の業務を営む法人の構成員であつて、当該業務に従事する者
  - ハ 耕作又は養畜の業務を営む者の行う当該業務に従事する親族
- 三 当該土地改良区が土地改良施設の管理を行わない場合

(土地改良区の監事の要件の例外)  
第二十一条の四 法第十八条第六項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人の監査又は指導を受ける場合
- 二 税理士又は税理士法人の指導を受ける場合
- 三 農林水産大臣が定める基準に従つて地方連合会から会計に関する指導を受ける場合
- 四 当該土地改良区の会計に関する事務を土地改良区連合が行う場合

(総代会)  
第二十二條 総代会には、総会に関する規定を準用する。

(情報通信の技術を利用する方法)  
第二十二條の二 法第二十六条第二項(法第一百二十八条において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかに掲げるもの
- イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
- 二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第二十五条の三において同じ。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(土地改良区への提出を要する電磁的方法)  
第二十二條の三 法第二十六条第三項(法第一百二十八条において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める方法は、前条第二号に掲げる方法とする。

(組合員名簿の記載事項)  
第二十三條 法第二十九条第一項の組合員名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない

- 一 組合員の氏名、生年月日及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 二 並びにその法定代理人、後见人又は保佐人があつたときは、その氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)
- 三 法第十三条の二第四項の代表者があつたときは、その氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)
- 四 准組合員があつたときは、その氏名、生年月日及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)並びに准組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在及びその権利の種類並びにその法定代理人、後见人又は保佐人があつたときは、その氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)
- 五 施設管理准組合員があつたときは、その名称、住所及び代表者の氏名(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)

- 一 組合員の氏名又は名称、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在、地目、用途及び地積(法第四条の埋立ての免許を受けた者にあつては、その権利の目的たる水面の位置及び地積)並びにその権利の種類
- 二 土地改良事業の施行に係る土地の地積の地目別及び用途別合計並びに水面の位置及び地積
- 三 法第五条第六項又は第七項に規定する土地があつたときは、その所在、地目、用途及び地積
- 四 当該土地改良事業がその性質上換地計画を定める必要があるものである場合には、その土地改良事業の施行に係る地域内にある土地については、前項各号に掲げる事項のほか、左に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 組合員の氏名又は名称、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の各筆の所在、地番、地目、用途及び地積並びにその権利の表示
- 二 前号の各筆の土地につき組合員たる資格を有しない者であつてその土地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利、その他の使用及び収益を目的とする権利、先取特権又は抵当権を有する者があつたときは、その氏名又は名称、その権利の目的たる土地の表示及びその権利の表示
- 三 土地又は水面の価額若しくは品位を評定し、又は地積を実測したときは、その価額若しくは品位又は地積
- 四 当該地域内の土地の上にある工作物の所有者の氏名又は名称及び住所並びにその工作物の表示
- 五 当該地域内の土地の上にある建物につき担保権を有する者があるときは、その氏名又は名称及び住所並びにその権利の表示

(土地原簿の記載事項)  
第二十四條 法第二十九条第一項の土地原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない

- 一 組合員の氏名又は名称、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在、地目、用途及び地積(法第四条の埋立ての免許を受けた者にあつては、その権利の目的たる水面の位置及び地積)並びにその権利の種類
- 二 土地改良事業の施行に係る土地の地積の地目別及び用途別合計並びに水面の位置及び地積
- 三 法第五条第六項又は第七項に規定する土地があつたときは、その所在、地目、用途及び地積
- 四 当該土地改良事業がその性質上換地計画を定める必要があるものである場合には、その土地改良事業の施行に係る地域内にある土地については、前項各号に掲げる事項のほか、左に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 組合員の氏名又は名称、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の各筆の所在、地番、地目、用途及び地積並びにその権利の表示
- 二 前号の各筆の土地につき組合員たる資格を有しない者であつてその土地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利、その他の使用及び収益を目的とする権利、先取特権又は抵当権を有する者があつたときは、その氏名又は名称、その権利の目的たる土地の表示及びその権利の表示
- 三 土地又は水面の価額若しくは品位を評定し、又は地積を実測したときは、その価額若しくは品位又は地積
- 四 当該地域内の土地の上にある工作物の所有者の氏名又は名称及び住所並びにその工作物の表示
- 五 当該地域内の土地の上にある建物につき担保権を有する者があるときは、その氏名又は名称及び住所並びにその権利の表示

あるときは、その氏名又は名称、その権利の目的たる土地の表示及びその権利の表示  
三 土地又は水面の価額若しくは品位を評定し、又は地積を実測したときは、その価額若しくは品位又は地積  
四 当該地域内の土地の上にある工作物の所有者の氏名又は名称及び住所並びにその工作物の表示  
五 当該地域内の土地の上にある建物につき担保権を有する者があるときは、その氏名又は名称及び住所並びにその権利の表示

土地原簿には、前二項に掲げるものの外、当該土地改良区において必要と認める事項を記載することができる。  
(組合員名簿等の修正)  
第二十五條 組合員名簿又は土地原簿に記載した事項に変更を生じたときは、理事は、遅滞なくこれを修正しなければならない。

(貸借対照表の提出を要しない土地改良区)  
第二十五條の二 法第二十九条の二第一項の農林水産省令で定める土地改良区は、土地改良施設(資産評価をすべきものに限る。)の管理を行わない土地改良区とする。

(電磁的記録)  
第二十五條の三 法第二十九条の二第三項(法第一百二十八条において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定めるものは、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものである。

(決算関係書類の公表の方法)  
第二十五條の四 法第二十九条の二第四項(法第一百二十八条において準用する場合を含む。)の規定による公表は、次に掲げる方法によるものとする。

- 一 事務所で公衆の閲覧に供する方法
- 二 インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法

(収支予算)  
第二十六條 土地改良区は、毎事業年度の経費の収支予算を調製し、当該事業年度前に総会の議決を経なければならない。但し、初年度においては、土地改良区の成立後遅滞なくこれをしなければならない。

(定款変更の認可申請)  
第二十七條 法第三十条第二項の規定による認可の申請をするには、その申請書に定款変更の事

あるときは、その氏名又は名称、その権利の目的たる土地の表示及びその権利の表示  
三 土地又は水面の価額若しくは品位を評定し、又は地積を実測したときは、その価額若しくは品位又は地積  
四 当該地域内の土地の上にある工作物の所有者の氏名又は名称及び住所並びにその工作物の表示  
五 当該地域内の土地の上にある建物につき担保権を有する者があるときは、その氏名又は名称及び住所並びにその権利の表示

由を記載した書面、総会の議事録の謄本並びに業務の執行及び会計の経理に関する事項を記載した書面を添付しなければならない。

2 前項の場合において法第四十一条第一項の規定により債権者の同意を要するときは、前項の書類のほか、その同意があつたことを証する書面、その同意が得られない場合にあつてはその事由を記載した書面を添付しなければならない。

(議事録)

第二十八條 総会又は法第五十二条第五項(法第五十三条の四第二項において準用する場合を含む。)の会議の議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製し、出席した組合員又はその会議の組織員のうち二人以上の者とともこれに記名しなければならない。

- 一 開会の日時及び場所
二 会議を組織する者の現在総数及び出席した者の氏名又は名称
三 議事の要領
四 決議事項
五 賛否の数

(特定受益者)

第二十八條の二 法第三十六条第九項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該土地改良区の地区内にある土地以外の土地で当該土地改良区が行う土地改良事業によつて著しく利益を受けるものを権原に基づき使用し及び収益する者
二 前号に掲げる者のほか、当該土地改良区が行う土地改良事業によつて著しく利益を受ける者

(意見の聴取)

第二十八條の三 法第三十六条第十項の規定による特定受益者及び市町村長からの意見の聴取は、徴収の方法並びに意見の提出の方法及び期限を記載した書面を送付してするものとする。

2 前項の徴収の方法は、徴収する金額の算出の基礎となるべき事項を明らかにしたものでなければならぬ。
3 土地改良区は、第一項の規定による書面の送付に代えて、次項で定めるところにより、当該特定受益者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該土地改良区は、当該書面を送付したものとみなす。

4 土地改良区は、前項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該特定受益者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

め、当該特定受益者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

1 第二十二條の二各号に掲げる電磁的方法のうち土地改良区が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式
5 前項の規定による承諾を得た土地改良区は、当該特定受益者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該特定受益者に対し、第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定受益者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 法第三十六条第十項の特定受益者及び市町村長の意見は、書面又は電磁的方法により表示されなければならない。
(滞納処分)
第二十九條 法第三十九条第五項の規定による認可の申請をするには、その申請書に左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 法第三十九条第五項の規定による処分をしようとする者の氏名又は名称及び住所
二 前号の者の滞納金額及び滞納その他滞納金額算出の基礎となるべき事項
三 市町村が法第三十九条第三項の請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しなかつたことを示す事項
第三十條及び第三十一條 削除
(債権者の異議の申出)
第三十二條 法第四十一条第三項の異議の申出は、異議の内容を記載した書面によらなければならない。

第三十三條 法第四十三条第一項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面に当事者が記名してしなければならない。

- 一 当事者の氏名又は名称及び住所
二 当該土地の所在、地番、地目、用途及び地積
三 資格得喪の原因及びその時期
2 前項の当事者は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、当該土地改良区の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

できる。この場合において、前項の当事者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

3 第一項の当事者は、前項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該土地改良区に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

1 第二十二條の二各号に掲げる方法のうち第一項の当事者が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式
4 前項の規定による承諾を得た第一項の当事者は、当該土地改良区から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該土地改良区に対し、第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該土地改良区が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5 法第四十三条第三項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書によつてしなければならない。

- 一 当該土地の全部又は一部について組合員たる資格を喪失し、又は取得した者の氏名又は名称及び住所
二 当該土地の所在、地番、地目、用途及び地積
三 資格得喪の原因及びその時期
6 前項の通知書には、当該通知書に農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一号)第十八条第一項に規定する農用地利用集積等促進計画の写しを添付したときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項の記載を要しない。

第三十四條及び第三十五條 削除
(土地改良事業計画の変更等の手続)
第三十六條 法第四十八条第一項の規定により総会の議決を経て定める必要な事項は、左に掲げるものとする。

- 一 土地改良事業計画を変更しようとする場合にあっては、変更された土地改良事業計画
二 土地改良事業を廃止しようとする場合にあっては、その事業の処理に関する事項
三 新たに土地改良事業を行う場合にあつては、土地改良事業計画
2 前項第一号及び第三号の土地改良事業計画は、第十四條の二の規定を準用する。

第三十七條 削除
第三十八條 土地改良区は、法第四十八条第一項の規定による認可の申請をするには、その申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

1 土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止又は新たな土地改良事業の施行の事由を記載した書面
2 法第四十八条第一項の議決に係る総会の議事録の謄本
3 法第四十八条第三項の規定により公告した事項を記載した書面、同項、同条第四項、第五項及び第七項並びに同条第九項において準用する法第五條第七項の同意があつたことを証する書面、法第四十八条第六項の申出があつたことを証する書面、法第四十八条第八項において準用する法第五條第五項の意見を記載した書面、法第四十八条第九項において準用する法第五條第三項の協議における意見をすべて記載した書面並びに法第四十八条第九項において準用する法第五條第六項の承認があつたことを証する書面

4 計画変更後に行う土地改良事業又は新たにを行う土地改良事業の事業費の細目及び資金計画を記載した書面
5 業務の執行及び会計の経理に関する事項を記載した書面
第三十八條の二 法第四十八条第三項の農林水産省令で定める重要な部分は、第十四條の二の規定により定める土地改良事業計画の事項のうち次に掲げる事項であつて農林水産大臣が定めるものとする。

- 一 主要工事計画
二 事業費で前号に掲げる事項に係るもの
2 令第四十八条の二に規定する要件に適合する事業として開始された土地改良事業につき、当該土地改良事業の計画変更後においても、当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地に係る組合員が次に掲げる費用について負担することとなる金額が、当該組合員が管理事業(同条第一号に規定する管理事業をいう。以下この項及び第六十七條の六において同じ。)に現に要する費用及び当該土地改良事業を行わないものとするれば管理事業に要することとなる費用について負担する金額を考慮して、相当と認められる場合の法第四十八条第三項の農林水産省令で定める重要な部分は、前項の規定にかかわらず、

第三十八條の二 法第四十八条第三項の農林水産省令で定める重要な部分は、第十四條の二の規定により定める土地改良事業計画の事項のうち次に掲げる事項であつて農林水産大臣が定めるものとする。

ず、当該土地改良事業の計画変更により、管理事業に係る土地改良事業計画の事項のうち次条に規定するものの変更を要する事項とする。

一 当該土地改良事業に要する費用  
二 当該土地改良事業の施行後の管理事業に要する費用

**第三十八條の二の二** 令第四十八條の二第一号の農林水産省令で定める重要な部分は、第十四條の二の規定により定める土地改良事業計画の事項のうち管理すべき施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係る事項であつて農林水産大臣が定めるものとする。

**第三十八條の三** 法第四十八條第三項の変更後の土地改良事業の計画の概要においては、次に掲げる事項を定めなければならない。この場合において、その変更後の土地改良事業の施行に係る地域を数区に分けたときは、第三号に掲げる事項のうち第六條第四号に掲げる事項は、各区分ごとに定めなければならない。

一 当該変更の内容  
二 当該変更を必要とする理由  
三 変更後の土地改良事業に係る第六條各号に掲げる事項  
四 法第四十八條第三項の新たな採択に係る土地改良事業の計画の概要には、第六條の規定を準用する。

**第三十八條の四** 法第四十八條第三項の農林水産省令で定めるときは、第六條の二第一項に規定するものとする。

**第三十八條の五** 法第四十八條第三項の規定による公告には、第八條の規定を準用する。

**第三十八條の六** 法第四十八條第三項から第五項まで及び第七項の規定による同意を得る場合には、第九條の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「同条第一項の一定の地域内にある土地につき法第三條に規定する資格を有する者」とあるのは、「法第四十八條第三項各号に掲げる組合員（同項第一号の場合には、同号に掲げる組合員及び同号の改定地域内の土地のうち同号の現行地区内の土地以外の土地につき法第三條に規定する資格を有する者、法第四十八條第四項の場合には、その変更により新たに

当該土地改良事業の施行に係る地域の一部となる地域内にある土地につき法第三條に規定する資格を有する者及びその変更によりその変更後のその土地改良事業の施行に係る地域に該当しないこととなる地域内の土地に係る組合員、法第四十八條第五項の場合には、その施行に係る地域のうち同項の現行管理区域以外の地域内にある土地につき法第三條に規定する資格を有する者」と、同条第一項及び第二項中「法第五條第四項」とあるのは、「法第四十八條第七項」と、同条第三項中「法第五條第二項」とあるのは、「法第四十八條第三項」と読み替へる。

**第三十八條の六の二** 法第四十八條第四項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。  
一 当該変更により新たに当該土地改良事業の施行に係る地域の一部となる地域内の土地の地積及び当該変更後の当該土地改良事業の事業費のうちその土地に係るものが、それぞれ、当該変更前の当該土地改良事業の施行に係る地域内の土地の地積及び当該変更前の当該土地改良事業の事業費の百分の十をこえないこと。

二 当該変更により当該土地改良事業の施行に係る地域に該当しないこととなる地域内の土地の地積及び当該変更前の当該土地改良事業の事業費のうちその土地に係るものが、それぞれ、当該変更前の当該土地改良事業の施行に係る地域内の土地の地積及び当該変更前の当該土地改良事業の事業費の百分の十をこえないこと。

**第三十八條の六の三** 令第四十八條の三第一号の農林水産省令で定める地積は、同号の現行管理区域内にある土地の地積の百分の十とする。

**第三十八條の六の四** 令第四十八條の三第二号の農林水産省令で定める重要な部分は、第十四條の二の規定により定める土地改良事業計画の事項のうち第三十八條の二の二に規定するものとする。

**第三十八條の六の五** 法第四十八條第六項の農林水産省令で定める特に軽微な変更は、当該変更により、当該変更前の土地改良事業の施行に係る地域内にある土地に係る組合員が当該土地改良事業に要する費用について負担する金額を増加させることとならないものとする。  
**第三十八條の六の六** 法第四十八條第六項の規定による申出をしようとする者（以下この条にお

いて「申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申出書を当該土地改良区に提出しなければならない。

一 申出者の氏名又は名称及び住所  
二 当該土地の所在、地番、地目、用途及び地積

三 申出者は、前項の規定による申出書の提出に代えて、次項で定めるところにより、当該土地改良区の承諾を得て、当該申出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申出者は、当該申出書の提出をしたものとみなす。

四 前項の規定による承諾を得た申出者は、当該土地改良区から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該土地改良区に対し、第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該土地改良区が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

**第三十八條の七** 法第四十八條第八項において準用する法第五條第五項並びに法第六條第一項及び第四項の場合には、それぞれ第十條並びに第十一條及び第十二條の規定を準用する。

**第三十九條** 法第四十八條第九項前段において準用する法第五條第三項及び第七項の場合には、第十條の規定（法第四十八條第九項前段において準用する法第五條第三項の場合にあつては、この規定のほか、第九條の二（法第四十八條第三項の政令で定める要件に適合する場合及び同条第六項に規定する手続により土地改良事業計画を変更しようとする場合にあつては、第九條の二第二号を除く。）の規定）を準用する。

**第四十條** 法第四十九條第一項の応急工事計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 当該土地改良事業の施行に係る地域の所在、地積及び災害前後又は突発事故被害前後の状況  
二 当該土地改良事業の一般工事計画  
三 主要工事計画  
四 工事の着手及び完了の予定時期  
五 事業費  
六 当該土地改良事業の効果  
七 現況図、計画図その他当該土地改良事業に関する図面

**第四十一條** 法第四十九條第一項の規定により認可の申請をするには、その申請書に左に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 当該土地改良事業を急速に行なうことを必要とする事由  
二 法第四十九條第一項の議決に係る総会の議事録の謄本  
三 当該土地改良事業の事業費の細目及び資金計画を記載した書面  
四 国有地の譲与をしない土地改良事業（国有地の譲与をしない土地改良事業）  
五 令で定める土地改良事業は、その性質上換地計画を定める必要がある土地改良事業とする。

**第四十二條** 法第五十條第一項の規定により土地改良区に無償で譲与する国有地は、同項に規定する国有地のうちその地積から同条第二項に規定する国有地の地積を控除したものに相当する地積の部分とする。

**第四十三條** 法第五十二條第一項の規定による認可の申請をするには、その申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 当該換地計画に係る法第五十二條第五項の會議の議事録の謄本  
二 法第五十三條第一項ただし書の同意があつたことを証する書面、法第五十三條の二の二第一項前段の申出又は同意があつたことを証する書面、同項後段の同意があつたことを証する書面、令第四十八條の五の地方公共団体の計画において農業を営む者の生活上又は農業経営上必要な施設の種類の、位置及び規模が定められていることを証する書面並びに法第五十三條の三第二項（法第五十三條の三の二第二項において準用する場合を含む。）の同意があつたことを証する書面

一 当該土地改良事業の施行に係る地域の所在、地積及び災害前後又は突発事故被害前後の状況  
二 当該土地改良事業の一般工事計画  
三 主要工事計画  
四 工事の着手及び完了の予定時期  
五 事業費  
六 当該土地改良事業の効果  
七 現況図、計画図その他当該土地改良事業に関する図面

(換地計画についての意見)

第四十三條の二 法第五十二條第四項(法第五十三條の四第二項において準用する場合を含む)の規定による意見は、次に掲げる事項を記載した意見書又は電磁的方法によるものとする。

- 一 当該換地計画が耕作又は養畜の業務を営む者の農用地の集団化その他農業構造の改善に資するように定められているかどうかについての意見
- 二 当該換地計画書に記載された事項の可否及びその理由

第四十三條の二の二 削除

(土地改良換地土資格試験)

第四十三條の二の三 令第四十八條の四の試験(以下「土地改良換地土資格試験」という。)

は、毎年一回行う。ただし、特に必要があるときは、臨時に行うことがある。

- 2 土地改良換地土資格試験は、農用地の集団化に関する事業に係る知識及び実務について行う。ただし、次の各号に掲げる者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号に定める試験を免除する。
  - 一 知識についての試験に合格した者 次回の土地改良換地土資格試験の知識についての試験
  - 二 農用地の集団化に関する事業に係る実務のうち換地処分に係るものに従事した期間が通算して十年以上になる者 実務についての試験

- 3 土地改良換地土資格試験を受けようとする者は、受験手数料として、六千五百円(情報通信技術活用法第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第四十三條の二の五の受験願書を提出する場合にあつては、六千円)を納めなければならない。
- 4 受験手数料は、当該金額に相当する額の収入印紙を受験願書に貼つて納めなければならない。

- 4 農林水産大臣は、土地改良換地土資格試験を行なおうとするときは、試験の実施期日、場所、受験願書の受付期間その他土地改良換地土資格試験の実施上重要な事項を、試験の実施期日の六十日前までに公告するものとする。
- 第四十三條の二の五 土地改良換地土資格試験を受けようとする者は、受験願書(別記様式第一号)を農林水産大臣に提出しなければならない。

い。

2 第四十三條の二の三第二項ただし書の規定により試験の免除を申請しようとする者は、前項の受験願書にその旨を記載し、かつ、知識についての試験の免除を申請しようとする者にあつては前回の土地改良換地土資格試験の知識についての試験に合格したことを証する書類を、実務については実務経験証明書(別記様式第二号)をそれぞれ添付しなければならない。

- 3 農林水産大臣は、受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- 第四十三條の二の六 農林水産大臣は、土地改良換地土資格試験施行後三十日以内に合格者の受験番号を公表するとともに、合格者に合格証書(別記様式第三号)を交付する。
- 2 合格証書を失ひ、又はき損した者は、合格証書の再交付を申請することができる。
- 第四十三條の二の七 土地改良換地土資格試験に關し不正行為があつた場合には、当該不正行為に關係ある者について、その土地改良換地土資格試験を停止し、又はその合格を無効とする。(試験審査委員)
- 第四十三條の二の八 農林水産大臣は、關係行政庁の職員又は学識経験がある者のうちから土地改良換地土資格試験審査委員を委嘱する。
- 2 土地改良換地土資格試験審査委員は、土地改良換地土資格試験の問題の作成及び採点を行ない、その結果を農林水産大臣に答申する。(審査の結果等の公告)
- 第四十三條の三 法第五十二條の二第四項(法第五十三條の四第二項において準用する場合を含む)において準用する法第八條第六項の規定による公告は、第十六條の規定を準用する。(異議の申出に係る規定の準用)
- 第四十三條の三の二 令第四十八條の四の二の異議の申出には、第十七條から第十七條の三までの規定を準用する。(換地設計)
- 第四十三條の四 法第五十二條の五第一号に掲げる換地設計は、現形図及び換地図を作成して定めなければならない。
- 2 前項の現形図においては従前の土地の位置及び形状を表示し、同項の換地図においては換地(従前の土地の全部又は一部)について所有権及び地役権以外の権利又は処分権がある場合には、換地について定めたこれらの権利又は処分の制限の目的となるべき土地又はその部分を含む。)の位置及び形状を表示し、換地処分後における町又は字の区域及び各筆の土地ごとの予定地番を記入しなければならない。(各筆換地明細等)
- 第四十三條の五 法第五十二條の五第二号に掲げる各筆換地明細、同條第三号に掲げる清算金明細及び同條第四号に掲げる換地を定めぬ土地その他特別の定めをする土地の明細は、別記様式第四号によらなければならない。
- (換地計画書の記載事項の提供)
- 第四十三條の五の二 土地改良区は、農業委員会に対し、その求めに応じ、換地計画書に記載され、又は記載されることが見込まれる事項のうち、法第五十二條の五第一号、第二号及び第四号に掲げる事項に該当するものを提供するものとする。
- 2 土地改良区は、前項に規定する事項を提供する場合においては、当該事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該事項の適切な管理のために必要な条件を付するものとする。(換地)
- 第四十三條の六 法第五十三條第一項第二号の規定による総合的な勘案は、当該換地及び従前の土地(法第五十三條の二の二第一項の規定により地積を特に減じて換地を定める従前の土地にあつては、その特に減じた地積に相応する土地の部分を除く。以下この條、次条及び付録において同じ。)の用途及び地積並びに同号に掲げる事項に基づいて評定した当該換地及び従前の土地の等位についてしなければならない。
- 第四十三條の七 法第五十三條第一項第三号の規定による換地の地積の従前の土地の地積に対する増減の割合は、附録の算式により算定するものとする。(換地を定めぬ場合等の申出又は同意)
- 第四十三條の八 法第五十三條の二の二第一項前段の規定による申出をしようとする者(以下この條において「申出者」という)は、次に掲げる事項を記載した申出書を当該土地改良区に提出しなければならない。
- 一 申出者の氏名又は名称及び住所
- 二 当該申出の内容
- 三 当該申出に係る土地の所在、地番、地目、用途及び地積(地積を特に減じて換地を定める旨を申し出る場合にあつては、これらのものほか、その特に減じようとする地積)
- 四 当該申出に係る土地につき地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者がある場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びにその権利の表示
- 2 申出者は、前項の規定による申出書の提出に代えて、次項で定めるところにより、当該土地改良区の承諾を得て、当該申出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申出者は、当該申出書の提出をしたものとみなす。
- 3 申出者は、前項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該土地改良区に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - 一 第二十二條の二各号に掲げる方法のうち申出者が使用するもの
  - 二 ファイルへの記録の方式
- 4 前項の規定による承諾を得た申出者は、当該土地改良区から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該土地改良区に対し、第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該土地改良区が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 5 法第五十三條の二の二第二項前段の規定による同意又は同項後段の規定による同意を求めるときは、当該従前の土地の所在、地番、地目、用途及び地積(地積を特に減じて換地を定めることについての同意を求めるときにあつては、これらのものほか、その特に減じようとする地積)を記載した書面又は電磁的方法によらなければならない。(農業経営の合理化のために必要な施設)
- 第四十三條の九 法第五十三條の三第一項第二号イの農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。
  - 一 当該土地改良事業によつて生ずる土地改良施設以外の土地改良施設
  - 二 農業集落排水施設
  - 三 農作物育成管理用施設、農産物集出荷施設、農産物処理加工施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、貯蔵、出荷等の用に供する施設
  - 四 種苗貯蔵施設、農機具保管修理施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵、保管等の用に供する施設

(法第五十三条の三の二の規定が適用されない土地)

第四十三条の十 法第五十三条の三の二第一項

二号の農林水産省令で定める土地は、法第五十三

第四十三条の十一 法第五十三条の三の二第二項

において読み替えて準用する法第五十三条の三

第四十四条 法第五十三条の四第一項の規定によ

る認可の申請には、第四十三条の規定を準用す

第四十四条の二 法第五十三条の四第二項の農林

水産省令で定める軽微な変更は、左に掲げるも

(換地計画の軽微な変更)

一 従前の土地の分合筆又は従前の土地につい

第四十五条 法第五十四条第五項の規定による通

知は、その通知書に換地計画書及び法第五十二

(登記所への通知)

条第一項又は法第五十三条の四第一項の規定に

第四十六条 法第五十六条第五項において準用す

る法第八十八条第二項の規定による報告は、当該農

第四十七条 法第五十七条の二第一項の農林水産

省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

2 前項の換地計画書は、当該土地改良事業の施

第四十五条の二 法第五十四条の二第七項の意見

は、書面により表示されなければならないもの

(土地改良区の協議請求の裁定の場合の報告)

法第八十八条第二項の規定による報告は、当該農

第四十八条の二 法第五十七条の二第四項の規定

による公告は、当該管理規程の概要を記載して

(利水調整規程)

第四十八条の四の二 法第五十七条の三の第二

第四十八条の五 法第五十七条の四第一項の規定

による認可の申請には、その申請書に次に

一定款を変更する必要があるときは変更後の

定款

法第五十七条の四第一項の議決に係る総会

の議事録の謄本

法第五十七条の四第三項の協議が調ったこ

とを証する書面

当該農業集落排水施設整備事業への参加を

予定する者の総数及びその内訳を記載した

書面

分に従い、それぞれ当該各号に掲げるものとす

一 当該施設がダムその他のえん堤である場合

イ 貯水、放流又は取水に関する事項

ロ 施設を操作するため必要な機械、器具等

の点検及び整備に関する事項

ハ 干ばつ、洪水時その他緊急事態における

措置に関する事項

ニ ダムにあつては、当該ダムを操作するた

め必要な気象及び水象の観測に関する事項

ホ その他施設の管理に関し必要な事項

二 当該施設が農業用排水路である場合

イ 施設において保持すべき水質基準に関す

る事項

ロ 予定廃水（施設に排出されることを予定

する廃水をいう。以下同じ。）に関する事

項

ハ 施設に排出される予定廃水以外の廃水に

対してとるべき措置に関する事項

ニ その他施設の管理に関し必要な事項

第四十八条の三 法第五十七条の二第三項の規定

による認可の申請には、第四十八条の規定を準

用する。

第四十八条の四 法第五十七条の二第四項の規定

による公告は、当該管理規程の概要を記載して

しなければならない。

(利水調整規程)

第四十八条の四の二 法第五十七条の三の第二

項の農林水産省令で定める農業用の用水施設

は、次に掲げる施設とする。

一 ダムその他のえん堤

二 農業用水路

三 ため池

四 揚水施設

五 前各号に掲げる施設に準ずる施設

(農業集落排水施設整備事業の実施手続)

第四十八条の五 法第五十七条の四第一項の規定

による認可の申請には、その申請書に次に

に掲げる書類を添付しなければならない。

一定款を変更する必要があるときは変更後の

定款

法第五十七条の四第一項の議決に係る総会

の議事録の謄本

法第五十七条の四第三項の協議が調ったこ

とを証する書面

当該農業集落排水施設整備事業への参加を

予定する者の総数及びその内訳を記載した

書面

書面

五 当該農業集落排水施設整備事業の事業費の

細目及び資金計画を記載した書面

六 当該農業集落排水施設整備事業に要する経

費の負担に関する事項及び当該農業集落排水

施設整備事業への参加に係る契約に関する事

項を記載した書面

七 当該農業集落排水施設整備事業に係る業務

の執行及び会計の経理に関する事項を記載し

た書面

第四十八条の六 法第五十七条の四第一項の事業

計画においては、同条第二項の工事又は管理に

関する事項として第一号から第三号までに掲げ

るものを、同項の事業費に関する事項として第

四号に掲げるものを、同項のその他必要な事項

として第五号から第七号までに掲げるものを、

それぞれ定めなければならない。

一 工事計画

二 工事の着手及び完了の予定時期

三 管理すべき施設の種類及び管理方法

四 事業費の総額及び内訳

五 当該土地改良区が行う土地改良事業との

関係

六 当該土地改良区の管理する農業用排水施設

に係る農業用排水の水質の汚濁の防止そ

の他当該農業集落排水施設整備事業の施行に

より生ずる効果

七 計画図その他当該農業集落排水施設整備事

業に関する図面

第四十八条の七 法第五十七条の八において準用

する法第五十七条の四第一項の規定による事業

計画の変更の認可の申請には、その申請

書に次に掲げる書類を添付しなければならない

い。

一 当該事業計画の変更の事由を記載した書面

二 法第五十七条の八において準用する法第五

十七条の四第一項の議決に係る総会の議事録

の謄本

三 法第五十七条の八において準用する法第五

十七条の四第三項の協議が調ったことを証す

る書面

四 計画変更後に行う農業集落排水施設整備事

業への参加を予定する者の総数及びその内訳

を記載した書面

五 計画変更後に行う農業集落排水施設整備事

業の事業費の細目及び資金計画を記載した

書面

六 計画変更後に行う農業集落排水施設整備事

業に要する経費の負担に関する事項及び当該

農業集落排水施設整備事業への参加に係る契約に関する事項を記載した書面  
七 計画変更後に行う農業集落排水施設整備事業に係る業務の執行及び会計の経理に関する事項を記載した書面

第四十八條の八 法第五十七條の八において準用する法第五十七條の四第一項の事業計画には、第四十八條の六の規定を準用する。  
(解散の認可申請手続)

第四十九條 法第六十七條第二項の規定による認可の申請には、第二十七條の規定を準用する。  
(清算人による貸借対照表の作成を要しない土地改良区)

第四十九條の二 法第六十九條の農林水産省令で定める土地改良区は、第二十五條の二に規定する土地改良区とする。  
(決算報告)

第四十九條の三 法第七十一條の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。  
一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額  
二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額  
三 残余財産の額(支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額)

2 前項第三号に掲げる事項については、残余財産の引渡しを完了した日を注記しなければならない。  
(土地改良区の合併)

第五十條 法第七十二條第二項の規定による認可の申請は、法第七十三條第一項の設立委員又は合併後存続する土地改良区の理事がしなければならない。  
2 前項の認可の申請をする場合には、その申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 合併によつて解散する土地改良区の名称及び住所を記載した書面  
二 合併の理由を記載した書面  
三 合併によつて設立する土地改良区又は合併後存続する土地改良区の定款  
四 合併によつて設立する土地改良区又は合併後存続する土地改良区の土地改良事業計画書

並びに当該土地改良事業の事業費の細目及び資金計画を記載した書面  
五 合併によつて設立する土地改良区又は合併後存続する土地改良区の業務の執行及び会計の経理に関する事項を記載した書面  
六 合併契約書の謄本  
七 合併を議決した総会の議事録の謄本  
八 事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録(第二十五條の二に規定する土地改良区にあつては、事業報告書、収支決算書及び財産目録)  
九 法第四十一條第一項の規定により債権者の同意を要する場合においては、その同意があつたことを証する書面(その同意が得られないときは、その事由を記載した書面)

3 合併により土地改良区を設立しようとする場合には、第一項の認可の申請書に、前項各号に掲げる書類のほか、同項第三号及び第六号に掲げる書類の作成が法第七十三條第一項の設立委員によつてなされたものであることを証する書面を添付しなければならない。  
(基幹的な土地改良施設)

第五十條の二 法第七十六條の農林水産省令で定める基幹的な土地改良施設は、次に掲げるものとする。  
一 国、都道府県、市町村又は当該土地改良施設を管理する土地改良区以外の土地改良区が管理する土地改良施設と一体となつて機能を發揮するもの  
二 当該土地改良施設につき現に行われている管理を内容とする法第二條第二項第一号の事業の施行に係る地域内の土地の地積の合計がおおむね三百ヘクタール以上であるもの  
三 発電事業、水道事業その他の公共の利益となる事業の用に兼ねて供するもの  
四 当該土地改良施設の操作、維持、修繕その他の管理に高度の技術を必要とするものとして都道府県知事が指定したもの  
(組織変更計画の記載事項)

第五十條の三 法第七十六條の二第四項第七号の農林水産省令で定める事項は、同項第一号に規定する組織変更後一般社団法人(第五十條の五第四号及び第五号において「組織変更後一般社団法人」という。)が行う土地改良施設の管理に関する事項とする。  
(貸借対照表等に関する事項)

第五十條の四 法第七十六條の三第二項第二号の農林水産省令で定める事項は、最終事業年度(各事業年度に係る法第二十九條の二第一項に規定する決算関係書類につき法第三十條第一項第七号の承認の決議があつた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。以下この条において同じ。)に係る貸借対照表、収支決算書及び財産目録(組織変更をする施設管理土地改良区(法第七十六條に規定する施設管理土地改良区をいう。)が第二十五條の二に規定する土地改良区である場合にあつては、収支決算書及び財産目録)を主たる事務所に備え置いている旨(最終事業年度がない場合にあつては、その旨)とする。  
(組織変更の認可申請手続)

第五十條の五 法第七十六條の五第一項の認可の申請をするには、その申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 法第七十六條の二第一項の組織変更計画(次号において「組織変更計画」という。)の内容を記載した書面又はその謄本  
二 組織変更計画を承認した総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面  
三 法第七十六條の三第二項の規定による公告及び催告(同条第三項の規定により、当該公告を、官報のほか、定款で定めた公告の方法によりする場合にあつては、その方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、法第七十六條の四第二項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は組織変更(法第七十六條の二第一項に規定する組織変更をいう。)をしてその債権者を害するおそれがないことを証する書面  
四 組織変更後一般社団法人の定款となるべきもの  
五 組織変更後一般社団法人の社員となるべき者の名簿  
六 法第七十六條の二第四項第六号の日について変更があつたときは、その変更を証する書面  
七 その他参考となるべき事項を記載した書面  
(電磁的記録に記載された事項を表示する方法)

第五十條の六 法第七十六條の八第二項第三号の農林水産省令で定める方法は、電磁的記録に記載された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(土地改良区連合設立の認可申請手続)  
第五十一條 法第七十七條第二項の規定による認可の申請をするには、関係土地改良区の連署をもつてしなければならない。  
2 前項の認可の申請書には、関係各土地改良区の当該土地改良区連合の設立に関する総会の議事録の謄本を添付しなければならない。  
(事業の実施に関する計画)

第五十一條の二 法第七十七條第二項の事業の実施に関する計画においては、土地改良事業を行う場合にあつては法第七條第一項の土地改良事業計画に記載すべき事項を、土地改良事業以外の事業又は事務を行う場合にあつては次に掲げる事項を、それぞれ定めなければならない。  
一 事業又は事務の内容  
二 事業又は事務の実施の方法  
三 計画期間  
(所屬土地改良区の増減手続)

第五十二條 法第八十一條の規定による認可の申請には、第五十一條の規定を準用する。  
(土地改良区連合の理事の要件の例外)  
第五十二條の二 法第八十二條第三項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。  
一 当該土地改良区連合の所屬土地改良区の地区内において耕作又は養畜の業務を営む議員の数が、当該土地改良区連合の理事の定数に三を乗じて得た数を下回る場合  
二 当該土地改良区連合の理事の定数の少なくとも五分の三が、当該土地改良区連合の議員であり、かつ、次のいずれかに該当する者である場合  
イ 耕作又は養畜の業務を営む者  
ロ 耕作又は養畜の業務を営む法人の構成員であつて、当該業務に従事する者  
ハ 耕作又は養畜の業務を営む者の行う当該業務に従事する親族  
三 当該土地改良区連合が土地改良施設の管理を行わない場合  
(土地改良区連合の監事の要件の例外)

第五十二條の三 法第八十二條第四項ただし書の農林水産省令で定める場合は、第二十一條の四第一号から第三号までに掲げる場合とする。  
(土地改良区に関する規定の準用)

第五十三條 土地改良区連合には、この省令に特別の定めのある場合を除いて、土地改良区に関する規定を準用する。



(国営土地改良事業計画及び都道府県営土地改良事業計画の決定手続)

**第五十四條** 法第八十五条第二項の土地改良事業の計画の概要には、第六条の規定を準用する。

**第五十四條の二** 法第八十五条第二項の農林水産省令で定めるときは、第六条の二第一項に規定するときとする。

**2** 法第八十五条第二項の全体構成においては、第六条の二第二項に規定する事項を定めなければならない。

**第五十四條の三** 法第八十五条第二項の農林水産省令で定める土地改良施設は、ダムその他のえん堤及び揚水施設とする。

**2** 法第八十五条第二項の予定管理方法等においては、左に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 管理者
- 二 管理すべき施設の種別
- 三 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項
- 四 管理に要する費用の概算及びその負担の方法
- 五 その他管理方法に関する基本的事項

**第五十五條** 法第八十五条第二項の規定による公告には、第八条の規定を準用する。

**第五十六條** 法第八十五条第二項及び第三項の規定による同意を得る場合には、第九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「法第五條第四項」とあるのは、「法第八十五條第三項」と、同条第三項中「法第五條第二項」とあるのは、「法第八十五條第二項」と読み替える。

**第五十七條** 法第八十五条第四項において準用する法第五條第五項並びに法第六條第一項及び第四項の場合には、それぞれ第十条並びに第十一条及び第十二條の規定を準用する。

**第五十七條の二** 法第八十五条第五項において準用する法第五條第三項の場合には、第九条の二及び第十条の規定を準用する。この場合において、第九条の二第二号中「法第五條第二項」とあるのは、「法第八十五條第二項」と読み替える。

**2** 法第八十五条第五項において準用する法第五條第七項の場合には、第十条の規定を準用する。

**第五十七條の二の二** 法第八十五条第六項の規定による公告は、当該申請に係る地域内にある土

地の属する市町村の事務所の掲示場に掲示するとともに、インターネットを利用して公表の閲覧に供することが困難であると認められる相当の理由がある場合を除き、その公告の内容についてインターネットを利用して公表の閲覧に供する方法を併せて行わなければならない。

**2** 前項の公告は、法第八十五条第六項の規定により縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出の方法を記載してするものとする。

**3** 第一項の公告は、法第八十五条第六項の縦覧期間満了の日までしなければならない。

**第五十七條の三** 法第八十五条第八項の申請書には、同項の規定により添付すべき書面のほか、同条第四項において準用する法第五條第五項の意見を記載した書面、法第八十五条第五項において準用する法第五條第三項の協議における意見をすべて記載した書面、法第八十五条第五項において準用する法第五條第六項の承認があつたことを証する書面、法第八十五条第五項において準用する法第五條第七項の同意があつたことを証する書面及び法第八十五条第六項の規定により公告したことを証する書面を添付しなければならない。

**第五十七條の四** 法第八十五条の二第二項の土地改良事業の計画の概要には、第六條の規定を準用する。

**第五十七條の五** 法第八十五条の二第二項の農林水産省令で定めるときは、第六條の二第一項に規定するときとする。

**2** 法第八十五条の二第二項の全体構成においては、第六條の二第二項に規定する事項を定めなければならない。

**第五十七條の六** 法第八十五条の二第二項の農林水産省令で定める土地改良施設は、第五十四條の三第一項に規定する土地改良施設とする。

**2** 法第八十五条の二第二項の予定管理方法等において、第五十四條の二第二項各号に掲げる事項を定めなければならない。

**第五十七條の七** 法第八十五条の二第二項の規定による公告には、第八條の規定を準用する。

**第五十七條の八** 法第八十五条の二第二項及び第三項の規定による同意を得る場合には、第九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「法第五條第四項」とあるのは、「法第八十五條の二第三項」と、同条第三項中「法第五條第二項」とあるのは、「法第八十五條の二第二項」と読み替える。

**第五十七條の九** 法第八十五条の二第四項において準用する法第五條第五項並びに法第六條第一項及び第四項の場合には、それぞれ第十条並びに第十一条及び第十二條の規定を準用する。

**第五十七條の十** 法第八十五条の二第五項において準用する法第五條第七項の場合には、第十条の規定を準用する。

**2** 法第八十五条の二第五項において準用する法第八十五条第六項の規定による公告には、第五十七條の二の二の規定を準用する。

**第五十七條の十一** 法第八十五条の二第七項の土地改良事業の計画の概要には、同条第八号中「他の事業との関係」とあるのは、「関連土地改良事業の概要及び他の事業との関係」と読み替える。

**第五十七條の十二** 法第八十五条の二第七項の農林水産省令で定める土地改良施設は、第五十四條の三第一項に規定する土地改良施設とする。

**2** 法第八十五条の二第七項の予定管理方法等においては、第五十四條の三第二項各号に掲げる事項を定めなければならない。

**第五十七條の十三** 法第八十五条の二第七項の意見は、書面により表示されなければならない。

**第五十七條の十四** 法第八十五条の二第八項の議会の議決は、同条第七項の規定により示された事項を記載した書面を添えた議案につき行なうものとする。

**第五十七條の十四の二** 法第八十五条の二第九項において準用する法第八十五条第六項の規定による公告には、第五十七條の二の二の規定を準用する。

**第五十七條の十五** 法第八十五条の二第十項の申請書(次項の申請書を除く)には、同項の規定により添付すべき書面のほか、同条第四項において準用する法第五條第五項の意見を記載した書面、法第八十五条の二第五項において準用する法第五條第六項の承認があつたことを証する書面、法第八十五条の二第五項において準用する法第五條第七項の同意があつたことを証する書面及び法第八十五条の二第五項において準用する法第八十五条第六項の規定により公告したことを証する書面を添付しなければならない。

**2** 法第八十五条の二第十項の申請書で同条第六項の規定により市町村の議会の議決を経て行う同条第一項の規定に係るものには、同条第十項

の規定により添付すべき書面のほか、同条第七項の意見を記載した書面及び同条第九項において準用する法第八十五条第六項の規定により公告したことを証する書面を添付しなければならない。

**第五十七條の十六** 法第八十五条の三第二項の施設更新事業の計画の概要には、第六條の規定を準用する。

**第五十七條の十七** 法第八十五条の三第二項の農林水産省令で定める土地改良施設は、第五十四條の三第一項に規定する土地改良施設とする。

**2** 法第八十五条の三第二項の予定管理方法等においては、第五十四條の三第二項各号に掲げる事項を定めなければならない。

**第五十七條の十八** 法第八十五条の三第二項の規定による公告には、第八條の規定を準用する。

**第五十七條の十九** 法第八十五条の三第二項又は第三項の規定による同意を得る場合には、同条第二項第一号の場合にあつては同号に掲げる組合員及び当該施設更新事業の施行に係る地域内の土地のうち同号の現行受益地内の土地以外の土地につき法第三條に規定する資格を有する者、同項第二号の場合にあつては同号に掲げる組合員、法第八十五条の三第三項の場合にあつては当該施設更新事業の施行に係る地域のうち同項の現行受益地以外の地域内にある土地につき法第三條に規定する資格を有する者から書面又は電磁的方法による同意を得なければならない。

**2** 前項の規定により同意を得る場合には、法第八十五条の三第二項の規定により公告した事項を記載した書面又は電磁的記録を添付しておかなければならない。

**第五十七條の二十** 法第八十五条の三第四項において準用する法第五條第三項の場合には、第九条の二(法第八十五条の三第二項の政令で定める要件に適合する場合にあつては、第九条の二第二号を除く)及び第十条の規定を準用する。この場合において、第九条の二第二号中「法第五條第二項」とあるのは、「法第八十五条の三第二項」と読み替えるものとする。

**2** 法第八十五条の三第四項において準用する法第五條第七項の場合には、第十条の規定を準用する。

**3** 法第八十五条の三第四項において準用する法第八十五条第六項の規定による公告には、第五十七條の二の二の規定を準用する。

第五十七條の二十一

法第八十五条の第三項の申請書には、同項の規定により添付すべき書面のほか、同条第四項において準用する法第五條第三項の協議における意見をすべて記載した書面、法第八十五条の第三項において準用する法第五條第六項の承認があつたことを証する書面、法第八十五条の第三項において準用する法第五條第七項の同意があつたことを証する書面及び法第八十五条の第三項において準用する法第八十五条第六項の規定により公告したことを証する書面を添付しなければならない。

第五十七條の二十二

法第八十五条の第三項の関連施行事業の計画の概要には、第六條の規定を準用する。

第五十七條の二十三

法第八十五条の第三項の農林水産省令で定める場合は、同条第一項の施設更新事業及び同条第六項の関連施行事業に係る工事が併せ行われる場合であつて、当該併せ行われる工事がダムその他のえん堤の建設工事であるときとする。

2 法第八十五条の第三項の全体構成において

は、第六條の二第二項に規定する事項を定めなければならない。

第五十七條の二十四

法第八十五条の第三項の農林水産省令で定める土地改良施設は、第五十四條の三第一項に規定する土地改良施設とする。

2 法第八十五条の第三項の予定管理方法等において

は、第五十四條の三第二項各号に掲げる事項を定めなければならない。

第五十七條の二十五

法第八十五条の第三項の規定による公告には、第八條の規定を準用する。

第五十七條の二十六

法第八十五条の第三項及び第八項の規定による同意を得る場合には、同条第七項第一号の場合にあつては同号に掲げる組合員及び当該関連施行事業の施行に係る地域内の土地のうち同号の現行地区内の土地以外の土地につき法第三條に規定する資格を有する者並びに法第八十五条の第三項の農用地外資格者、同条第七項第二号の場合にあつては同号に掲げる組合員及び同条第八項の農用地外資格者から書面又は電磁的方法による同意を得なければならない。

2 前項の場合には、第九條第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、第二項中「法第五條第四項」とあるのは「法第八十五条の三第八項」と、第三項中「法第五條第二項」とあるのは「法第五條第二項」と読み替へるものとする。

第五十七條の二十七 法第八十五条の第三項において準用する法第五條第五項並びに法第六條第一項及び第四項の場合には、それぞれ第十條並びに第十一條及び第十二條の規定を準用する。

第五十七條の二十七の二

法第八十五条の第三十項において準用する法第五條第三項の場合には、第九條の二及び第十條の規定を準用する。この場合において、第九條の二第二号中「法第五條第二項」とあるのは、「法第八十五条の三第七項」と読み替へるものとする。

2 法第八十五条の第三十項において準用する法

第五條第七項の場合には、第十條の規定を準用する。

3 法第八十五条の第三十項において準用する法

第八十五条第六項の規定による公告には、第五十七條の二の二の規定を準用する。

第五十七條の二十八

法第八十五条の第三十一項の申請書に添付すべき書面については、第五十七條の二十一の規定を準用する。この場合において、同条中「同条第四項」とあるのは「同条第九項において準用する法第五條第五項及び法第八十五条の第三十項」と、「法第八十五条の第三十四項」と読み替へるものとする。

第五十七條の二十九

法第八十五条の第四第二項の協議は、次に掲げる書類を提出してしなければならない。

- 一 当該農用地造成事業の計画の概要を記載した書面
- 二 法第八十五条の第四第四項の規定により提出すべき事項を記載した書面

2 法第八十五条の第四第二項の協議における意見

は、書面により表示されなければならない。

第五十七條の二十九の二

法第八十五条の第四第三項において準用する法第八十五条第六項の規定による公告には、第五十七條の二の二の規定を準用する。

第五十七條の三十

法第八十五条の第四第四項の農用地造成事業の計画の概要には、第六條の規定を準用する。

第五十七條の三十一 法第八十五条の第四第四項の申請書には、同項の規定により添付すべき書面のほか、同条第二項の協議における意見をすべて記載した書面及び同条第三項において準用する法第八十五条第六項の規定により公告したことを証する書面を添付しなければならない。

第五十七條の三十二 法第八十五条の第四第四項の農林水産省令で定める土地改良施設は、第五十四條の三第一項に規定する土地改良施設とする。

2 法第八十五条の第四第四項の予定管理方法等において

は、第五十四條の三第二項各号に掲げる事項を定めなければならない。

第五十七條の三十三

法第八十六条第二項の農林水産省令で定める申請書は、法第八十五条の三第二項の政令で定める要件に適合する施設更新事業の施行に係る申請書とする。

第五十七條の三十四

法第八十六条第二項の農林水産省令で定める場合は、法第八十五条の第三項又は第六項の規定による申請に係る土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、当該申請をした土地改良区をその土地改良施設の管理者とする旨が定められている場合とする。

第五十七條の三十五

法第八十六条第三項の議会の議決は、当該市町村特別申請事業を申請した市町村が法第八十五条の二第七項の規定により示した事項を記載した書面を添えた議案につき行なうものとする。

第五十八條

法第八十七条第二項において準用する法第八十七条第三項及び法第八條第二項の場合には、それぞれ第十四條の二及び第十五條の規定を準用する。この場合において、第十四條の二第一項中「法第七條第四項」とあるのは「法第八十七條第二項において準用する法第七條第四項」と、同条第二項第三号中「他の事業との関係」とあるのは「他の事業との関係（当該土地改良事業が市町村特別申請事業であるときは、関連土地改良事業の概要及び他の事業との関係）」と、第十五條中「法第七條第四項」とあるのは「法第八十七條第二項において準用する法第七條第四項」と読み替へる。

第五十九條

法第八十七條第五項の規定による公告には、第十六條の規定を準用する。

第六十條

法第八十七条の二第二項の農林水産省令で定める土地改良施設は、第五十四條の三第一項に規定する土地改良施設とする。

2 法第八十七条の二第二項の予定管理方法等において、第五十四條の三第二項各号に掲げる事項を定めなければならない。

第六十一條 法第八十七条の二第三項の土地改良事業の計画の概要には、第六條の規定を準用する。

第六十一條の二

法第八十七条の二第三項の農林水産省令で定めるときは、第六條の二第一項に規定するものとする。

2 法第八十七条の二第三項の全体構成において

は、第六條の二第二項に規定する事項を定めなければならない。

第六十一條の三

法第八十七条の二第三項の農林水産省令で定める土地改良施設は、第五十四條の三第一項に規定する土地改良施設とする。

2 法第八十七条の二第三項の予定管理方法等において

は、第五十四條の三第二項各号に掲げる事項を定めなければならない。

第六十一條の四

法第八十七条の二第三項の規定による公告には、第八條の規定を準用する。

第六十一條の五

法第八十七条の二第三項の規定による同意を得る場合には、第九條第一項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「同条第一項の一定の地域内にある土地につき法第三條に規定する資格を有する者及び法第五條第四項の農用地外資格者」とあるのは「当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三條に規定する資格を有する者」と、同条第三項中「法第五條第二項」とあるのは「法第八十七条の二第三項」と読み替へる。

第六十一條の五の二

法第八十七条の二第六項の農林水産省令で定める土地改良施設は、第五十四條の三第一項に規定する土地改良施設とする。

2 法第八十七条の二第六項の予定管理方法等において

は、第五十四條の三第二項に掲げる事項を定めなければならない。

第六十一條の五の三

法第八十七条の二第八項の規定による公告には、第五十七條の二の二の規定を準用する。

第六十一條の六

法第八十七条の二第十項において準用する法第五條第七項、法第七條第三項、法第八條第二項及び法第八十七條第五項の場合には、それぞれ第十條、第十四條の二、第十五條及び第五十九條の規定を準用する。

第六十二條

法第八十七条の三第二項の土地改良事業の計画の概要には、第六條の規定を準用する。

第六十二条の二 法第八十七条の第三第二項の農林水産省令で定めるときは、第六条の第二項に規定するときとする。

2 法第八十七条の第三第二項の全体構成においては、第六条の第二項に規定する事項を定めなければならない。

第六十二条の三 法第八十七条の第三第二項の農林水産省令で定める土地改良施設は、第五十四条の第三項に規定する土地改良施設とする。

2 法第八十七条の第三第二項各号に掲げる事項を定めなければならない。

第六十三条 法第八十七条の第三第二項の規定による同意を得ようとする場合には、同項の土地改良事業の計画の概要を書面により示さなければならないものとする。

第六十四条 法第八十七条の第三第二項の同意は、書面により表示されなければならないものとする。

2 前項の同意をする場合において当該農地中間管理機構が当該事業施行地域内農用地を貸し付けているときは、その貸付けの相手方の意見を記載した書面を同項の同意書に添付しなければならない。

第六十五条 法第八十七条の第三第三項及び第四項の意見は、書面により表示されなければならないものとする。

第六十六条 法第八十七条の第三第四項の規定による要請は、次に掲げる書類を提出してしなければならない。

一 当該土地改良事業の施行に係る地域の所在を記載した書面

二 当該事業施行地域内農用地についての農地中間管理権の設定の状況を記載した書面

三 当該農地中間管理機構が当該事業施行地域内農用地を貸し付けている場合には、その貸付けの相手方の意見を記載した書面

第六十七条 法第八十七条の第三第七項において準用する法第五十五条第七項、法第七条第三項、法第八十八条第二項、法第八十七条第五項及び法第八十七条の二第八項の場合には、それぞれ第十條、第十四条の二、第十五条、第五十九条及び第六十一条の五の三の規定を準用する。

(急施の場合)

第六十七条の二 令第五十条の二の十一第一号の農林水産省令で定める重要な部分は、当該農業用排水施設の種類並びにその管理の方法で

貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係る事項であつて農林水産大臣が定めるものとする。

第六十七条の二の二 法第八十七条の四第二項の農林水産省令で定める農業用排水施設は、ため池、えん堤及び揚水施設とする。

2 法第八十七条の四第二項の予定管理方法等においては、第五十四条の第三第二項各号に掲げる事項を定めなければならない。

第六十七条の三 法第八十七条の四第一項の緊急防災工事計画には、第四十条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項第十号中「農作物の増産、営農に要する労力の節減」とあるのは「災害の防止」と、同条第二項中「法第七條第三項」とあるのは「法第八十七条の四第四項において準用する法第七條第三項」と読み替えるものとする。

第六十七条の四 法第八十七条の四第四項において準用する法第八條第二項及び法第八十七條第五項の場合には、それぞれ第十五條及び第五十九條の規定を準用する。

第六十七条の五 法第八十七條の五第一項の応急工事計画には、第四十条の規定を準用する。

(土地改良事業計画の変更等の手続)

第六十七条の六 法第八十八條第一項の農林水産省令で定める重要な部分は、第五十八條において準用する第十四條の二の規定により定める土地改良事業計画の事項のうち次に掲げる事項(他の土地改良事業の施行に伴い管理事業に係る土地改良事業計画の変更をする場合にあつては、第二号及び第三号(第二号に係る部分に限る。)に掲げる事項を除く。)であつて農林水産大臣が定めるものとする。

一 主要工事計画

二 管理すべき施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係るもの

三 事業費で前二号に掲げる事項に係るもの

2 令第五十条の二の三に規定する要件に適合する事業として開始された土地改良事業につき、当該土地改良事業の計画変更後においても、当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地に係る土地改良区の組合員が次に掲げる費用について負担することとなる金額が、当該組合員が管理事業に現に要する費用及び当該土地改良

事業を行わないものとするれば管理事業に要することとなる費用について負担する金額を考慮して、相当と認められる場合の法第八十八條第一項の農林水産省令で定める重要な部分は、前項の規定にかかわらず、当該土地改良事業の計画変更により、管理事業に係る土地改良事業計画の事項のうち同項第二号に掲げる事項であつて農林水産大臣が定めるものの変更を要する事項とする。

一 当該土地改良事業に要する費用

二 当該土地改良事業の施行後の管理事業に要する費用

第六十七条の七 法第八十八條第一項の変更後の土地改良事業の計画の概要には、第三十八條の第三項の規定を準用する。

第六十七条の八 法第八十八條第一項の農林水産省令で定めるときは、第六条の第二項に規定するときとする。

2 法第八十八條第一項の全体構成においては、第六条の第二項に規定する事項を定めなければならない。

第六十七条の九 法第八十八條第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 廃止しようとする事業の処理に関する事項

二 その他必要な事項

第六十七条の十 法第八十八條第一項の規定による公告には、第八條の規定を準用する。

第六十七条の十一 法第八十八條第一項及び第二項の規定による同意を得る場合には、第九條の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「同条第一項の一定の地域内にある土地」とあるのは「法第八十八條第一項第一号に規定する変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域内にある土地又は同項第二号に規定する廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域」と、同条第一項及び第二項中「法第五條第四項」とあるのは「法第八十八條第二項」と、同条第三項中「法第五條第二項」とあるのは「法第八十八條第一項」と読み替えるものとする。

第六十七条の十二 法第八十八條第三項において準用する法第五條第五項の場合には、第十條の規定を準用する。

第六十七条の十三 法第八十八條第四項の農林水産省令で定める場合は、当該土地改良事業計画の変更により、当該土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等の変更を要しない場合とする。

第六十七条の十四 法第八十八條第六項において準用する法第五條第七項、法第八條第二項、法第四十八條第四項及び第六項、法第八十七條第五項並びに法第八十七條の二第八項の場合には、それぞれ第十條、第十五條、第三十八條の六の二、第三十八條の六の五及び第三十八條の六の六第一項、第五十九條並びに第六十一条の五の三の規定を準用する。この場合において、第三十八條の六の五中「土地に係る組合員」とあるのは、「土地につき法第三條に規定する資格を有する者」と読み替えるものとする。

第六十七条の十五 法第八十八條第六項の規定により読み替えられる法第八十七條の二第八項及び第九項の農林水産省令で定める事項は、第六十七條の九各号に掲げるものとする。

第六十七条の十六 法第八十八條第七項の農林水産省令で定める重要な部分は、次の各号に掲げるものとする。

一 主要工事計画及び事業費で主要工事計画に係るものうち農林水産大臣が定めるもの

二 その変更によりその区域の全部若しくは一部が新たにその変更後の当該市町村特別申請事業の施行に係る地域に含まれることとなる市町村がある場合、その変更によりその区域がその変更後の当該市町村特別申請事業の施行に係る地域に該当しないこととなる市町村がある場合又はその変更により新たに当該市町村特別申請事業の施行に係る地域の一部となる地域内の土地の地積若しくは当該市町村特別申請事業の施行に係る地域に該当しないこととなる地域内の土地の地積がその変更前の当該市町村特別申請事業の施行に係る地域内の土地の地積の百分の十以上になる場合にあっては、当該市町村特別申請事業の施行に係る地域

第六十七条の十七 法第八十八條第七項の変更後の土地改良事業の計画の概要には、第三十八條の第三項の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「掲げる事項」とあるのは、「掲げる事項及び関連土地改良事業の概要」と読み替えるものとする。

第六十七条の十八 法第八十八條第七項の農林水産省令で定める事項は、第六十七條の九各号に掲げるものとする。

第六十七条の十九 法第八十八條第八項の議会の議決は、同条第七項の規定により示された事項



第六十八條の四の九 法第九十條第八項の農林水産省令で定める者は、第六十八條の四の七各号に掲げる者とする。

(第二種指定工事等)  
第六十八條の四の九の二 令第五十二條の二第四項第三号の規定による第二種指定工事の指定又は同項第四号の規定による第二種工事の指定は、第五十八條において準用する第十四條の二の規定により定める主要工事計画及び附帯工事計画において明らかにすることにより行うものとする。

2 前項の第二種指定工事又は第二種工事の指定を行う場合には、令第五十二條の二第四項第三号に規定する第一種指定工事等又は同項第四号に規定する第一種工事等の完了の予定時期並びに同項第三号に掲げる第一種指定工事又は同項第四号に掲げる第一種工事に係る事業費の総額及び内訳を当該土地改良事業計画において定めるものとする。

(指定工事)  
第六十八條の四の十 令第五十二條の二第四項第二号の規定による工事の指定は、第五十八條において準用する第十四條の二の規定により定める主要工事計画及び附帯工事計画において明らかにすることにより行うものとする。

2 前項の工事の指定を行う場合には、令第五十二條の二第四項第二号に規定する指定工事の完了の予定時期並びに当該指定工事に係る事業費の総額及び内訳を当該土地改良事業計画において定めるものとする。

(令第五十三條第二項の規定による同意)  
第六十八條の四の十の二 令第五十三條第二項第三号又は第四号の規定による同意を得る場合には、第九條第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「同条第一項の一定の地域内にある土地につき法第三條に規定する資格を有する者及び法第五條第四項に規定する資格を有する者」があるのは、「当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三條に規定する資格を有する者」と読み替える。

(令第五十三條の七の農林水産省令で定める重要な部分)  
第六十八條の四の十の三 令第五十三條の七の農林水産省令で定める重要な部分は、第十四條の二の規定により定める土地改良事業計画の事項のうち次の各号に掲げる事項とする。

- 一 管理すべき施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期

及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係るもの  
二 事業費で前号に掲げる事項に係るもの  
(都道府県営土地改良事業の分担金等の徴収手続)  
第六十八條の四の十一 法第九十一條第一項の農林水産省令で定める者は、第六十八條の四の七各号に掲げる者とする。

第六十八條の四の十二 法第九十一條第四項において準用する法第九十條第七項の規定による同意を得る場合には、第九條第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「同条第一項の一定の地域内にある土地につき法第三條に規定する資格を有する者及び法第五條第四項の農用地外資格者」とあるのは、「当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三條に規定する資格を有する者」と読み替える。

第六十八條の四の十三 法第九十一條第五項の農林水産省令で定める者は、第六十八條の四の七各号に掲げる者とする。

(土地改良施設の管理の申出手続)  
第六十八條の四の十四 法第九十三條の規定による申出は、左に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 当該土地改良施設の所在、種類、構造、規模及び管理の状況
- 二 国又は都道府県において管理することを適当とする理由
- 2 前項の申出をする者が土地改良区である場合には、同項の申出書に当該申出の議決に係る総会の議事録の謄本を添付しなければならない。(国又は都道府県が定める管理規程)

第六十八條の四の十五 法第九十三條の二第一項の農林水産省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 ダムその他のえん堤
- 二 農業用排水路であつて、当該農業用排水路に排水が排出されることにより、当該農業用排水路の管理に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがあるものうち、市街街の進展その他の社会的経済的諸条件の変化の状況を考慮して地方農政局長(北海道にあつては、農林水産大臣)又は都道府県知事が指定したもの

第六十八條の四の十七 法第九十三條の二第二項の規定による公告は、当該管理規程の概要及び備置場所を記載してするものとする。  
(国営土地改良事業によつて生じた土地改良施設の管理の委託)  
第六十八條の四の十八 法第九十四條の六第二項の農林水産省令で定める土地改良施設は、第五十四條の三第一項に規定する土地改良施設とする。

(配分申込書等)  
第六十八條の五 法第九十四條の八第二項の配分申込書には、左の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申込者が令第七十條第一項第一号に掲げる者である場合
- イ 申込者の氏名、生年月日、本籍及び住所
- ロ 所有権の取得を希望する埋立予定地の属する地区の名称
- ハ 職歴
- ニ 世帯員の状況
- ホ 所有権の取得を希望する埋立予定地の使用目的及びその希望する使用開始期日
- ヘ その他参考となるべき事項
- 二 申込者が令第七十條第一項第二号に掲げる者である場合
- イ 申込者の氏名、生年月日、本籍及び住所
- ロ 所有権の取得を希望する埋立予定地の属する地区の名称
- ハ 所有権の取得を希望する埋立予定地の面積
- ニ 農業経営の状況
- ホ 世帯員の状況
- ヘ 所有権の取得を希望する埋立予定地の使用目的及びその希望する使用開始期日
- ト その他参考となるべき事項
- 三 申込者が令第七十條第一項第三号に掲げる者である場合
- イ 申込者の氏名、生年月日、本籍及び住所
- ロ 所有権の取得を希望する埋立予定地の属する地区の名称
- ハ 従事しようとする業務の内容
- ニ 職歴
- ホ 所有権の取得を希望する埋立予定地の使用目的及びその希望する使用開始期日
- ヘ その他参考となるべき事項

四 申込者が令第七十條第一項第四号に掲げる団体である場合

イ 申込者の名称、住所(申込者が地方公共団体である場合にあつては、その事務所の所在地)及び代表者の氏名

- ロ 所有権の取得を希望する埋立予定地の属する地区の名称
- ハ 所有権の取得後の使用目的
- ニ 所有権の取得を希望する埋立予定地の使用目的及びその希望する使用開始期日
- ホ その他参考となるべき事項

第六十八條の六 法第九十四條の八第四項の規定による公告は、同条第三項第四号及び第五号に掲げる事項に係る部分については、その概要につきすることをもち足りる。

第六十八條の七 法第九十四條の八の二第一項の規定による通知は、法第九十四條の八第一項の公告の予定日の九十日前までにするものとする。

第六十八條の八 法第九十四條の八の二第二項の埋立予定地等の使用及び処分に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 当該埋立予定地等の使用計画
- 二 当該埋立予定地等の処分計画並びにその予定対価及び徴収方法
- 三 その他必要とする事項
- 2 法第九十四條の八の二第二項の配分申込書は、同条第一項の規定により通知を受けた法第九十四條の八第一項の公告の予定日の三十日前までに提出しなければならない。
- 第六十八條の九 法第九十四條の八の二第四項の規定による承認の申請をするには、その申請書に当該変更の理由を記載した書面を添付しなければならない。
- 第六十八條の十 法第九十四條の八の二第六項において準用する法第九十四條の八第四項の場合には、第六十八條の六の規定を準用する。  
(都道府県営土地改良事業によつて生じた土地改良施設の管理の委託)  
第六十八條の十一 法第九十四條の十第二項において準用する法第九十四條の六第二項の農林水産省令で定める土地改良施設は、第五十四條の三第一項に規定する土地改良施設とする。  
(農業協同組合等の行う土地改良事業)  
第六十九條 法第九十五條第一項の認可の申請をするには、その申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。



のは「土地につき法第三条に規定する資格を有する者」と読み替える。

2 法第九十五条の二第三項において準用する法第四十八条第四項の規定による同意を得る場合には、法第九十五条の二第一項の規定による変更により新たに当該土地改良事業の施行に係る地域の一部となる地域内にある土地につき法第五十条の二第二項の規定により公告した事項を記載した書面又は電磁的記録を添付しておかなければならない。

3 前項の規定により同意を得る場合には、法第九十五条の二第二項の規定により公告した事項を記載した書面又は電磁的記録を添付しておかなければならない。

第七十六条 法第九十六条において準用する法第五十条、法第五十二条第一項、第四項及び第五項、法第五十二条の二第四項、法第五十二条の五、法第五十三条第一項、法第五十三条の二の二第一項、法第五十三条の三第一項、法第五十三条の三の二、法第五十三条の四、法第五十四条第五項、法第五十四条の二第七項並びに法第五十七条の二の場合には、それぞれ第四十一条の二及び第四十二条、第二十八条、第四十三条及び第四十三条の二、第四十三条の三、第四十三条の四及び第四十三条の五、第四十三条の六及び第四十三条の七、第四十三条の八（農地中間管理機構に提出する場合にあつては、同条第一項及び第五項に限る。）、第四十三条の九、第四十三条の十及び第四十三条の十一、第四十四条及び第四十四条の二、第四十五条、第四十五条の二並びに第四十七条から第四十八条の四までの規定を準用する。

（市町村が行う土地改良事業）  
第七十六条の二 法第九十六条の二第二項の土地改良事業の計画の概要には、第六条の規定を準用する。  
第七十六条の三 法第九十六条の二第二項の農林水産省令で定めるときは、第六条の二第一項に規定するときとする。

2 法第九十六条の二第二項の全体構成において、第六条の二第二項に規定する事項を定めなければならぬ。  
第七十六条の四 法第九十六条の二第二項の規定による公告には、第八条の規定を準用する。

第七十六条の五 法第九十六条の二第二項及び第三項の規定による同意を得る場合には、第九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「法第五十条第四項」とあるのは「法第九十六条の二第三項」と、同条第三項中「法第五十条第二項」とあるのは「法第九十六条の二第二項」と読み替えるものとする。

第七十六条の六 法第九十六条の二第四項において準用する法第五十条第五項並びに法第六条第一項及び第四項の場合には、それぞれ第十条並びに第十一条及び第十二条の規定を準用する。この場合において、同条中「関係市町村長、農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構」とあるのは、「農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構」と読み替えるものとする。

第七十六条の七 法第九十六条の二第七項において準用する法第五十条第七項、法第七条第三項、法第八条第二項及び法第八十七条第五項の場合には、それぞれ第十条、第十四条の二、第十五条及び第五十九条の規定を準用する。この場合において、第十四条の二第一項及び第十五条中「法第七条第四項」とあるのは、「法第九十六条の二第七項において準用する法第七条第四項」と読み替えるものとする。

第七十六条の八 法第九十六条の二第二項の農林水産省令で定める重要な部分は、第六十七条の六第一項に規定するものとする。  
第七十六条の九 法第九十六条の二第三項の変更後の土地改良事業の計画の概要には、第三十八条の三第一項の規定を準用する。

第七十六条の十 法第九十六条の二第二項の農林水産省令で定めるときは、第六条の二第一項に規定するときとする。

2 法第九十六条の三第二項の全体構成において、第六条の二第二項に規定する事項を定めなければならぬ。

第七十六条の十一 法第九十六条の三第二項の規定による公告には、第八条の規定を準用する。  
第七十六条の十二 法第九十六条の三第二項及び第三項の規定による同意を得る場合には、第九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「同条第一項の一定の地域内にある土地」とあるのは「法第九十六条の三第二項に規定する変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域内にある土地」と、同条第一項及び第二項中「法第五十条第四項」とあるのは「法第九十六条の三第三項」と、同条第三項中「法第五十条第二項」とあるのは「法第九十六条の三第四項」と読み替えるものとする。

第七十六条の十三 法第九十六条の三第四項において準用する法第五十条第五項並びに法第六条第一項及び第四項の場合には、それぞれ第十条並びに第十一条及び第十二条の規定を準用する。この場合において、同条中「関係市町村長、農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構」とあるのは、「農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構」と読み替えるものとする。

第七十六条の十四 法第九十六条の三第五項において準用する法第五十条第七項、法第八条第二項、法第四十八条第四項及び第六項並びに法第八十七条第五項の場合には、それぞれ第十条、第十五条、第三十八条の六の二、第三十八条の六の五及び第三十八条の六の六第一項並びに第五十九条の規定を準用する。この場合において、第三十八条の六の五中「土地に係る組合員」とあるのは、「土地につき法第三条に規定する資格を有する者」と読み替えるものとする。

第七十六条の十五 法第九十六条の四第一項において準用する法第五十条、法第五十二条第一項及び第五項前段、法第五十二条の二第四項、法第五十二条の五、法第五十三条第一項、法第五十三条の二の二第一項、法第五十三条の三第一項、法第五十三条の三の二、法第五十三条の四、法第五十四条第五項、法第五十四条の二第七項、法第五十七条の二第一項から第三項まで、法第八十七条の四第一項、第二項及び第四項、法第八十七条の五、法第八十八条第十九項、法第九十条第七項並びに法第九十三条の場合には、それぞれ第四十一条の二及び第四十二条の二、第四十三条の二、第四十三条の三、第四十三条の四及び第四十三条の五、第四十三条の六及び第四十三条の七、第四十三条の八第一項及び第五項、第四十三条の九、第四十三条の十及び第四十三条の十一、第四十四条及び第四十四条の二、第四十五条、第四十五条の二、第四十七条から第四十八条の三まで、第六十七条の二から第六十七条の四まで、第六十七条の五、第六十七条の四十一、第六十七条の四十二及び第六十八条、第六十八条の四の八並びに第六十八条の四の十四の規定を準用する。この場合において、第四十八条中「認可の申請を

するには、その申請書に」とあるのは「協議は」と、第四十八条の三中「認可の申請」とあるのは「協議」と、第六十七条の四十二中「及び法第八十七条第五項」とあるのは、「法第八十七条第五項及び法第八十七条の四第二項」と、「及び第五十九条」とあるのは、「第五十九条及び第六十七条の二の二第一項」と読み替えるものとする。

第七十六条の十六 法第九十六条の四第一項後段の規定により読み替えられる法第三十六条第一項の農林水産省令で定める者は、第六十八条の四の七各号に掲げる者とする。

第七十六条の十七 法第九十六条の四第一項後段の規定により読み替えられる法第三十六条第一項の規定による同意を得る場合には、第九条第一項の規定を準用する。この場合において、「同条第一項の一定の地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者及び法第五十条第四項の農用地外資格者」とあるのは、「法第三十六条第一項に規定する者」と読み替えるものとする。

（農業委員会の交換分合計画の決定手続）  
第七十七条 法第九十七条第一項の規定による同意を得る場合には、左に掲げる事項を明示して書面又は電磁的方法による同意を得なければならぬ。

- 一 当該交換分合を行うとする農用地
- 二 交換分合を行うべき目的
- 三 交換分合を行う要領
- 四 当該農用地につき法第九十七条第一項に掲げる権利を有する者の総数

2 法第九十七条第二項及び第三項の規定による同意を得る場合には、前項の規定を準用する。  
第七十七条の二 法第九十七条第一項の規定による請求をするには、その請求書に前条第一項の同意があつたことを証する書面を添付しなければならない。

2 前項の請求は、その請求に係る農用地の属する農業委員会にしなければならない。  
3 前項の場合において当該農用地が二以上の市町村の区域にわたるときは、これらの農業委員会のいずれかに請求し、且つ、関係農業委員会に通知しなければならない。

第七十七条の三 法第九十七条第二項に規定する交換分合計画の概要には、第七十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項を記載しなければならない。

第八十条 法第九十七条第二項の規定による公告には、第八十条の規定を準用する。

第八十一条 法第九十八条第一項の規定による公告は、同項の規定により縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所を記載して当該交換分合計画により交換分合すべき農用地の属する市町村の事務所に掲示場に五日間掲示してするとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行わなければならない。

第八十二条 法第九十八条第八項の規定による認可の申請をするには、その申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 法第九十七条第一項又は第二項及び第三項の同意があつたことを証する書面
- 二 計画図
- 三 法第九十七条第四項の規定による土地改良区の意見の内容を記載した書面
- 四 法第九十八条第一項の規定により公告したことを証する書面
- 五 法第九十九条第二項ただし書又は第三項ただし書の規定による同意があつた場合には、当該同意があつたことを証する書面

(土地改良区の交換分合計画の決定手続)  
第八十二条 法第九十九条第一項の規定による認可の申請をするには、同条第三項に掲げる書面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 法第九十九条第二項において準用する法第五十二条第五項前段の会議の議事録の謄本
- 二 計画図
- 三 法第九十九条第二項ただし書又は第三項ただし書の規定による同意があつた場合には、当該同意があつたことを証する書面

第八十三条 法第九十九条第五項の規定による公告には、第十六条の規定を準用する。

第八十四条 法第九十九条第二項において準用する法第九十九条第三項に掲げる書面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 法第九十九条第一項の同意があつたことを証する書面
- 二 計画図

三 法第九十九条第二項ただし書又は第三項ただし書の規定による同意があつた場合には、当該同意があつたことを証する書面

第八十五条 法第九十九条第二項において準用する法第九十九条第五項の場合には、第八十三条の規定を準用する。

第八十六条 法第九十九条第二項の規定による認可の申請をするには、同条第二項において準用する法第九十九条第三項に掲げる書面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 法第九十九条第二項において準用する法第九十九条第五項前段の会議の議事録の謄本
- 二 計画図
- 三 法第九十六条第二項第一項の規定により当該市町村が行なう土地改良事業の要領
- 四 前号の土地改良事業を行なう場合において交換分合を行なうことを必要とする理由を記載した書面
- 五 法第九十九条第二項ただし書又は第三項ただし書の規定による同意があつた場合には、当該同意があつたことを証する書面

第八十七条 法第九十九条第二項の規定による交換分合計画の定め方

第八十八条 法第九十九条第二項及び第七十七条において準用する法第九十九条第二項の場合には、前条の規定を準用する。

第八十九条 法第九十九条第二項の規定による交換分合計画の認可の申請手続

第九十条 法第九十九条第二項の規定による交換分合計画の認可の申請手続

第九十一条 法第九十九条第二項の規定による交換分合計画の認可の申請手続

第九十二条 法第九十九条第二項の規定による交換分合計画の認可の申請手続

第九十三条 法第九十九条第二項の規定による交換分合計画の認可の申請手続

第九十四条 法第九十九条第二項の規定による交換分合計画の認可の申請手続

第九十五条 法第九十九条第二項の規定による交換分合計画の認可の申請手続

第九十六条 法第九十九条第二項の規定による交換分合計画の認可の申請手続

第九十七条 法第九十九条第二項の規定による交換分合計画の認可の申請手続

第九十八条 法第九十九条第二項の規定による交換分合計画の認可の申請手続

第九十九条 法第九十九条第二項の規定による交換分合計画の認可の申請手続

第一百条 法第九十九条第二項の規定による交換分合計画の認可の申請手続

第一百零一条 法第九十九条第二項の規定による交換分合計画の認可の申請手続

第一百零二条 法第九十九条第二項の規定による交換分合計画の認可の申請手続

第一百零三条 法第九十九条第二項の規定による交換分合計画の認可の申請手続

第一百零四条 法第九十九条第二項の規定による交換分合計画の認可の申請手続

第一百零五条 法第九十九条第二項の規定による交換分合計画の認可の申請手続

第一百零六条 法第九十九条第二項の規定による交換分合計画の認可の申請手続

第一百零七条 法第九十九条第二項の規定による交換分合計画の認可の申請手続

第一百零八条 法第九十九条第二項の規定による交換分合計画の認可の申請手続

第一百零九条 法第九十九条第二項の規定による交換分合計画の認可の申請手続



の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

二 ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得たみなし三条資格者等は、当該申請者又は土地改良事業を行う者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該申請者又は土地改良事業を行う者に対し、第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申請者又は土地改良事業を行う者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(工事の完了等の場合の届出)

第九十条の三 法第十三条の三第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によつてしなければならない。

- 一 当該土地改良事業の名称及び当該土地改良事業の施行につき認可を受けた年月日
二 当該土地改良事業を行う者の名称(共同施行者にあつては、代表者の氏名)及び事務所所在地
三 当該土地改良事業の工事に着手した旨の届出をする場合における工事に着手した時期及びその工事を完了した旨の届出をする場合にはその工事を完了した時期及びその工事に着手した時期

(登記所への届出)
第九十条の四 法第十三条の四第一項の農林水産省令で定める土地改良事業は、第四十一条の二に規定する土地改良事業とする。
第九十条の五 法第十三条の四第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 当該土地改良事業を施行すべき地域内にあつた土地の所在及び地番又は水面の位置並びにその地積
二 当該土地改良事業の工事に着手及び完了の予定時期
2 前条の土地改良事業を行う者は、法第十三条の四第一項の規定により届出た事項に変更があつたときは、遅滞なくその変更に係る部分を管轄登記所に届け出なければならない。(測量検査の通知)

第九十一条 法第十八条第一項の規定による通知は、立入の目的、場所及び期日を示してしなければならない。

2 法第十八条第三項の規定による公告は、前項に掲げる事項を記載し、立ち入るべき土地に属する市町村の事務所の掲示場に五日間掲示してするとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することが困難であると認められる相当の理由がある場合を除き、その公告の内容容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行わなければならない。(権利変動の通知)

第九十二条 法第三十一条の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面に当事者が記名してしなければならない。

- 一 当事者の氏名又は名称及び住所
二 当該土地の所在、地番、地目、用途及び地積
三 権利の設定、移転、変更若しくは消滅又は処分制限に係る契約その他の行為の内容
2 前項の当事者は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、当該土地改良事業を行う者(国、都道府県、市町村又は農地中間管理機構を除く。以下この条において同じ。)の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、前項の当事者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

3 第一項の当事者は、前項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該土地改良事業を行う者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 第二十二條の二各号に掲げる方法のうち第一項の当事者が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式
4 前項の規定による承諾を得た第一項の当事者は、当該土地改良事業を行う者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該土地改良事業を行う者に対し、第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該土地改良事業を行う者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5 権利の設定、移転、変更若しくは消滅又は処分制限につき認可、許可、議決又は同意を要する場合には、これを証する書面を第一項の通知書に添付しなければならない。

6 前項の場合において、第一項の書面が電磁的記録によつて作成されたときは、書面に代えて電磁的記録を添付することができる。(土地改良区の事業停止期間)

第九十二条の二 法第三十五条第一項第二号の農林水産省令で定める期間は、二年とする。

第九十二条の三 令第七十九条第三項及び第五項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- 一 報告を徴し、若しくは検査を行い、又は命令を命じた地方連合会の名称及び住所
二 報告を徴し、若しくは検査を行い、又は命令を命じた年月日
三 徴収した報告の内容若しくは検査の結果又は命令の内容
四 その他参考となる事項
2 前項の規定は、令第七十九条第四項の規定による通知について準用する。(権限の委任)

第九十二条の四 次に掲げる農林水産大臣の権限のうち、土地改良事業の施行に係る地域又は土地改良区若しくは土地改良区連合の地区が一の地方農政局の管轄区域を超えないものに係るものは、地方農政局長に委任する。ただし、第二号(令第六十五条及び第六十六条の規定による権限に限る。)及び第五号に掲げる権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第八十九条の二の規定による権限(その施行に係る地域の全部を都道府県の区域の一部とする国営土地改良事業(東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律(平成二十三年法律第四十三号)第二条第三項に規定する復旧関連事業及び福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第八条第一項若しくは第三項又は第二十七条の十三第一項若しくは第三項の規定により国が行うものを除く。))に係るものを除く。)

二 法第九十四条(第四号の規定による決定を除く。)、第九十四条の二から第九十四条の四まで、第九十四条の四の二第一項及び第二項、第九十四条の五第一項並びに第九十四条の六第一項の規定並びに令第五十六条、第五十七条第一項、第五十九条から第六十一条まで及び第六十四条から第六十七条までの規定

による権限(法第九十四条の二から第九十四条の四まで、第九十四条の四の二第一項、第九十四条の五第一項及び第九十四条の六第一項の規定並びに令第五十六条、第五十七条第一項、第五十九条及び第六十五条から第六十七条までの規定による権限)にあつては、令第七十二条第一項第一号に規定する土地改良財産に係るものを除く。

三 法第九十四条の八第一項から第三項までの規定、同条第四項、第六項及び第七項の規定(これらの規定を法第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。)、法第九十四条の八の二第一項から第四項までの規定並びに令第七十一条及び第七十二条第一項第二号の規定による権限(法第九十四条の八第一項(公告をする権限に限る。)、第二項から第四項まで、第六項及び第七項の規定による権限)にあつては、令第七十二条第一項第二号に規定する地区に係るものを除く。

四 法第二百二十四条(法第八十四条において準用する場合を含む。)の規定により法に規定する都道府県の事務を処理する権限
五 法第三十二条第一項、第三百二十四条及び第三百三十五条第一項の規定による権限(法第三百三十二条第一項の規定による検査の権限を除く。)

2 次に掲げる農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。ただし、第一号及び第二号に掲げる権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第三百三十二条第二項の規定による報告の徴収の権限(全国土地改良事業団体連合会に係るものを除く。)

二 法第三百三十四条の二の規定による権限(全国土地改良事業団体連合会に係るものを除く。)

三 令第七十九条第四項の規定による権限(第一号の規定により地方農政局長が法第三百三十二条第二項の規定による報告の徴収を行った場合に限り。)

(耕地整理組合の土地改良区への組織変更)
第九十三条 施行法第五条第二項の土地改良事業計画には、第十四条の二の規定を準用する。

第九十四条 施行法第五条第二項の規定による認可の申請をするには、第三項において準用する第十四条に掲げる書類の外、左に掲げる書類を添付しなければならない。





行規則、養鶏振興法施行規則、日本国と大韓民  
国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制  
水域等におけるさばつり漁業及び沿岸漁業等の  
取締りに関する省令、林業種苗法施行規則、卸  
売市場法施行規則、漁業操業に関する日本国政  
府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間  
の協定第一条1の日本国沿岸の地先沖合の公海  
水域における漁業の操業の調整に関する省令、  
分収林特別措置法施行規則、農林水産省関係研  
究交流促進法施行規則、アリモドキソウムシ  
の緊急防除に関する省令、牛及び豚のうち純粋種  
の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明  
書の発給に関する省令、野菜栽培用の豆の証明  
書の発給に関する省令、ナシ枝枯細菌病菌の緊  
急防除を行うために必要な措置に関する省令及  
びイモゾウムシの緊急防除に関する省令（以下  
「関係省令」という。）に規定する様式による書  
面は、平成十一年三月三十一日までの間は、こ  
れを使用することができ。

4 平成十一年三月三十一日以前に使用されたこ  
の省令による改正前の関係省令に規定する様式  
による書面は、この省令による改正後の関係省  
令に規定する様式による書面とみなす。

附則（平成二二年一月三十一日農林水産  
省令第五号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施  
行する。

附則（平成二二年三月二四日農林水産  
省令第三〇号）  
この省令は、平成十二年四月一日から施行す  
る。

附則（平成二二年六月二七日農林水産  
省令第七一号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年九月一日農林水産省  
令第八二号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法  
律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日  
（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成二四年一月一八日農林水産  
省令第二号）

この省令は、土地改良法の一部を改正する法  
律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行  
する。

附則（平成二四年三月一日農林水産省  
令第八号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、土地改良法の一部を改正す  
る法律の施行の日（平成十四年四月一日）から  
施行する。

附則（平成二四年四月五日農林水産省  
令第三七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年九月二五日農林水産  
省令第九七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年三月一八日農林水産  
省令第一八号）  
この省令は、平成十六年三月二十九日から施  
行する。

附則（平成二七年三月七日農林水産省  
令第一八号）  
この省令は、不動産登記法の施行の日（平成  
十七年三月七日）から施行する。

附則（平成二八年三月三十一日農林水産  
省令第二三三号）  
この省令は、平成十八年四月一日から施行す  
る。ただし、第二条の規定は、平成十八年十月  
一日から施行する。

附則（平成二九年四月一日農林水産省  
令第三七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年三月三十一日農林水産  
省令第二〇号）  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施  
行する。

（経過措置）  
第二条 特別会計に関する法律（平成十九年法律  
第二十三号）附則第二百六十六條の規定による  
改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第九  
十五号）第八十八條の二及び特別会計に関する  
法律附則第三百八十三條の規定によりその工事  
に係る事業費の一部につき借入金をもってその  
財源とする同法により国が行う土地改良事業に  
ついては、この省令による改正前の土地改良法  
施行規則第六十二条の二から第六十二条の六ま  
で及び第六十八條の四の九の二から第六十八條  
の四の十の二まで並びに附則第三項の規定は、  
なおその効力を有する。この場合においては、  
この省令による改正後の土地改良法施行規則第  
六十八條の四の九の二から第六十八條の四の十  
の二までの規定は、適用しない。

附則（平成二二年三月二七日農林水産  
省令第一六号）  
この省令は、平成二十一年四月一日から施行  
する。

附則（平成二二年二月二一日農林水  
産省令第六四号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、農地法等の一部を改正する  
法律（以下「改正法」という。）の施行の日  
（平成二十一年十二月十五日）から施行する。

附則（平成二二年四月一日農林水産省  
令第三二二号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年三月三十一日農林水産  
省令第一五号）  
この省令は、平成二十三年四月一日から施行  
する。

附則（平成二三年七月二九日農林水産  
省令第四七号）  
この省令は、地方自治法の一部を改正する法  
律の施行の日（平成二十三年八月一日）から施  
行する。

附則（平成二三年一月二九日農林水  
産省令第六二号）抄

この省令は、地域の自主性及び自立性を高め  
るための改革の推進を図るための関係法律の整  
備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定  
の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から  
施行する。

附則（平成二四年三月三〇日農林水産  
省令第二四号）  
この省令は、平成二十四年四月一日から施行  
する。

附則（平成二四年四月六日農林水産省  
令第三〇号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年五月二六日農林水産  
省令第四〇号）  
この省令は、福島復興再生特別措置法（平成  
二十四年法律第二十五号）附則第一条第二号に  
掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成二六年二月二八日農林水産  
省令第一五号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十六  
年三月一日）から施行する。

附則（平成二六年三月三十一日農林水産  
省令第二四号）

この省令は、農業の構造改革を推進するため  
の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する  
等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）  
から施行する。

附則（平成二七年九月一五日農林水産  
省令第七〇号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成二十七年十月一日から  
施行する。  
（通知に関する経過措置）

第二条 土地改良法施行令（昭和二十四年政令第  
二百九十五号）第七十九條第四項の規定によ  
り、地方農政局長がすべき通知（土地改良法第  
百三十二條第二項の規定による検査に係るもの  
に限る。）については、この省令の施行後は、  
農林水産大臣がすべきものとする。

附則（平成二八年一月二九日農林水産  
省令第六六号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から  
施行する。

附則（平成二八年三月二五日農林水産  
省令第一七号）  
この省令は、地方自治法の一部を改正する法  
律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施  
行する。

附則（平成二八年三月三十一日農林水産  
省令第二三三号）  
この省令は、行政不服審査法の施行の日（平  
成二十八年四月一日）から施行する。

附則（平成二九年五月一九日農林水産  
省令第二九号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年九月二二日農林水産  
省令第五四号）  
この省令は、土地改良法等の一部を改正する  
法律の施行の日（平成二十九年九月二十五日）  
から施行する。

附則（平成三〇年一月一七日農林水  
産省令第六八号）

（経過措置）  
1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行  
する。  
2 土地改良法の一部を改正する法律（次項にお  
いて「改正法」という。）の施行の際現在に在任  
している総代並びにその手続が開始されている

土地改良区の総代の選挙及び当該選挙により選任される総代については、この省令による改正前の土地改良法施行規則第二十一条の三、第二十三条第三号及び第九十二条の四第一項第六号の規定は、なおその効力を有する。

3 改正法の施行の際現に存する土地改良区については、この省令による改正後の土地改良法施行規則第五十条第二項第八号（貸借対照表に係る部分に限る。）の規定は、改正法の施行の日から起算して三年を経過した日以後に開始する事業年度から適用する。

附則（令和元年五月七日農林水産省令第一号）  
（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年五月七日農林水産省令第二号）  
（経過措置）  
第一条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和元年九月一日農林水産省令第二八号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和元年十一月一日）から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条から第八条まで及び第十条から第十五条までの規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附則（令和元年二月一六日農林水産省令第四七号）  
この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則（令和二年七月一五日農林水産省令第五三号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和二年二月一八日農林水産省令第八二号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年二月二日農林水産省令第八三号）  
（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）  
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和四年三月三十一日農林水産省令第三一〇号）  
（施行期日）  
第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

1 土地改良法の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定による同意の取得  
2 土地改良法の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定による同意を得る場合には、農地中間管理権に係る農用地の所有者及びその貸付けの相手方から書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）による同意を得なければならない。

附則（令和四年五月三十一日農林水産省令第四〇号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和四年一月三〇日農林水産省令第六六号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

（組合員の資格得喪の通知に関する経過措置）  
第四条 改正法附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農用地利用集積計画に関する第六十条の規定による改正前の土地改良法施行規則第三十三条第六項の規定の適用については、なお従前の例による。

附則（令和四年二月八日農林水産省令第七二号）  
この省令は、令和五年一月一日から施行する。

附則（令和五年三月三十一日農林水産省令第二四号）  
この省令は、土地改良法の一部を改正する法律（令和四年法律第九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附則（令和五年六月九日農林水産省令第三六号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和五年二月二八日農林水産省令第六三三号）  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条中土地改良法施行規則第八条、第五十七条の二の二第二項、第八十一条、第九十一条第二項及び第六十条の改正規定、第六条から第八条まで並びに第十一条の規定、第十三条中入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行規則第十六条の改正規定並びに第十四条から第十六条までの規定は、令和六年四月一日から施行する。

附録  
1 I（S/O）・（M/O）  
Oは、従前の土地の地積  
Sは、換地の地積

別記様式第1号（第43条の2の5第1項関係）

別記様式第2号 (第43条の2の5第2項関係)

【表 甲】

会社 年 月 日 氏 名

業務経歴説明書

業務内容

業務内容

別記様式第2号(第43条の2の5第2項関係)

別記様式第2号 (第43条の2の5第2項関係)

【表 乙】

会社 年 月 日 氏 名

業務経歴説明書

業務内容

区分	業務内容	業務内容	業務内容
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			
55			
56			
57			
58			
59			
60			
61			
62			
63			
64			
65			
66			
67			
68			
69			
70			
71			
72			
73			
74			
75			
76			
77			
78			
79			
80			
81			
82			
83			
84			
85			
86			
87			
88			
89			
90			
91			
92			
93			
94			
95			
96			
97			
98			
99			
100			

別記様式第2号 (第43条の2の5第2項関係)

【表 丙】

会社 年 月 日 氏 名

業務経歴説明書

業務内容

業務内容

別記様式第3号

別記様式第3号 (第43条の2の5第2項関係)

【表 丁】

会社 年 月 日 氏 名

業務経歴説明書

業務内容

業務内容



